

食料・農業・農村政策審議会生産分科会 第1回畜産部会

平成18年2月23日

三番町分庁舎大会議室

農林水産省

平成18年2月23日
三番町分庁舎大会議室

食料・農業・農村政策審議会生産分科会
平成17年度 第1回畜産部会速記録

農 林 水 産 省

目 次

1. 開 会	1
1. 委 員 紹 介	1
1. 部 会 長 選 出	3
1. 部会長あいさつ	3
1. 部会長代理の指名	4
1. 農林水産大臣あいさつ	4
1. 畜産部会の運営について	5
1. 資 料 説 明	7
1. 意 見 交 換	2 2
1. 閉 会	5 2

開 会

○清家畜産企画課長 定刻になりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会生産分科会畜産部会を開催させていただきます。

私、畜産企画課長の清家でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、冒頭に正式な審議会名を申し上げましたけれども、少々長いので、以後、「畜産部会」と呼ばさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

畜産部会につきましては、昨年度まで、畜産企画部会及び畜産物価格等部会の二つの部会が設置されておりましたけれども、今般、農林水産省の審議会全般にわたって、審議会の議論の活性化ですとか、組織の簡素化を図るという観点から見直しを行いました。畜産関係については両部会の機能を統合して新たに設置されたというところでございます。

本日は畜産部会が設置されましてから初めての会合になりますので、部会長を選出する必要がございます。部会長が選出されるまでの間、私が司会進行を務めさせていただきます。

まず、本日、配付しております資料の確認をさせていただきます。番号を付しております資料1「議事次第」から、資料2「委員名簿」、資料3は「審議会の法令集関係」、資料4「畜産部会の概要について」、資料5、ちょっと分厚い資料ですが、「めぐる情勢について」、最後に参考資料ということで「畜産の動向」をつけております。

以上でございます。よろしいでしょうか。

委 員 紹 介

○清家畜産企画課長 本日が初めての畜産部会であり、畜産部会に所属する委員の方々も初めて一堂に会するということになりましたので、私の方から委員の御紹介を始めさせていただきます。

まず生源寺委員でございます。

伊藤委員でございます。

次に臨時委員の皆様方を紹介させていただきます。

秋岡委員でございます。

阿部委員でございます。

今委員でございます。

加藤委員でございます。

神田委員は御出席ですが、若干おくれておられるようでございます。

近藤委員でございます。

武見委員でございます。

寺内委員でございます。

飛田委員でございます。

内藤委員でございます。

中山委員でございます。

平野委員でございます。

福田委員でございます。

富士委員でございます。

堀江委員でございます。

増田委員でございます。

松木委員でございます。

萬野委員でございます。

向井委員でございます。

森委員でございます。

なお、木村委員と吉野委員におかれましては、やむを得ない事情で本日は御欠席される
とのことでございます。

続きまして、農林水産省の主な出席者を紹介いたします。

西川生産局長でございます。

町田畜産部長でございます。

姫田畜産振興課長でございます。

志田牛乳乳製品課長でございます。

牧元食肉鶏卵課長でございます。

動物衛生課・川島国内防疫調整官でございます。

部会長選出

○清家畜産企画課長 本日は、冒頭に申し上げましたとおり、畜産部会設置後初めての会合であるために、部会長を選出していただく必要がございます。資料3の審議会令にもございますが、部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任することになっております。部会長の互選について御意見がありましたら、お願いいたします。

伊藤委員。

○伊藤委員 食料・農業・農村において幅広い御見識をお持ちであり、従来より畜産関係部会の部会長を務めておられた生源寺委員に部会長をお願いすることを提案したいと思えます。

○清家畜産企画課長 ただいま伊藤委員から、生源寺委員に部会長をお願いしてはどうかという御提案がございましたが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○清家畜産企画課長 御異議がないようですので、生源寺委員に部会長をお願いしたいと思えます。生源寺委員、部会長席に御移動をお願いいたします。

神田委員がお見えになりましたので、御紹介申し上げます。

部会長あいさつ

○清家畜産企画課長 ここで生源寺部会長からごあいさつをいただきたいと思えます。

なお、ここからは生源寺部会長に議事をお進めいただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

○生源寺部会長 ただいま部会長に御選任いただきました生源寺でございます。よろしくお願いいたします。

この部会は随分いろいろな課題があるようでございます。特に3月にかけては、なかなか難しい問題があるやに承知しております。皆様方の忌憚のない御意見と、いろいろな切り口からのアイデアをちょうだいしながら、部会の円滑な運営に努めてまいりたいと思えますので、どうか御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

部会長代理の指名

○生源寺部会長 ここから先は私の方で議事を進行させていただきます。

部会長が決まりましたので、次に部会長の代理を決定する必要があります。資料3の6ページでございます。食料・農業・農村政策審議会令第7条第5項には、部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名するものがその職務を代理するというになっておりますので、私の方から指名をさせていただきたいと思っております。

部会長の代理には福田委員にお願いできればと思っております。恐縮ですが、福田委員、よろしくお願ひいたします。

農林水産大臣あいさつ

○生源寺部会長 ここで農林水産大臣からごあいさつをちょうだいしたいと思います。

なお、中川大臣はあいにく御都合により御出席できないということでございますので、西川生産局長から、ごあいさつをお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○西川生産局長 生産局長・西川でございます。今、座長からお話ございましたように、本日、大臣は国会の都合で出席できません。大臣あいさつを預かっておりますので、代読をさせていただきます。

食料・農業・農村政策審議会生産分科会第1回畜産部会の開催に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

初めに、委員の皆様方におかれましては、御多用中のところ、平成18年度畜産物価格等の決定に向けて御参集いただき、厚く御礼を申し上げます。

御承知のとおり、農林水産業は国民への食料の安定供給を初め国土の保全など多面的機能の発揮に非常に大切な役割を担っております。したがって、農林水産省といたしましては、食料自給率の向上と農業の構造改革を進め、農山漁村の活力を取り戻すため当面する課題に引き続き全力で取り組んでまいり所存であります。

また、昨年3月、食料・農業・農村基本計画の閣議決定にあわせて、酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針及び家畜改良増殖目標を策定、公表いたしました。これらを踏まえ国際化の進展に対応し得る産業構造の確立や自給飼料基盤に立脚

した畜産経営の育成等を進めることにより、我が国畜産の持続的発展に努めてまいり所存であります。

一方、海外に目を向けますと、WTO農業交渉につきましては、本年4月末までのモダリティの確立に向け、加速度を増しているところであります。厳しい交渉が続きますが、我が国としては、食料準輸入国としての主張ができる限り反映されるよう最大限の努力を傾注してまいります。

米国産牛肉の輸入につきましては、食品安全委員会の答申を踏まえ、昨年12月に再開を決定したところですが、1月20日に輸入された米国産牛肉に特定危険部位の混入が確認されたことから、すべての米国産牛肉の輸入を停止しました。この問題につきましては、引き続き関係府省庁と連携しつつ、食の安全と消費者の信頼の確保を大前提に、適切に対応してまいります。

さて、今回は本部会において畜産物価格等をめぐる情勢について御議論いただくこととなっております。また、次回には平成18年度の畜産物価格等を定めるに当たり留意すべき事項についてお諮りをする予定であります。

委員各位におかれましては、これらの議題について活発に御議論いただくとともに、今後の我が国畜産のあり方についても忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。私のあいさつといたします。

平成18年2月23日

農林水産大臣 中川昭一（代読）

よろしく申し上げます。

○生源寺部会長 ありがとうございました。

なお、西川局長は御公務のため御退席になられますので、御了承いただきたいと思います。

畜産部会の運営について

○生源寺部会長 まず、この部会の運営の基本事項につきまして事務局から御説明をいただき、その上で委員の皆様へ御意見をちょうだいいたしたいと思っております。

畜産企画課長、よろしく申し上げます。

○清家畜産企画課長 御説明申し上げます。資料4の畜産部会の概要についてをごらんいただきたいと思います。

所掌事務につきましては、一にございますように、「食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項のうち、畜産の生産振興に関する施策に係るものを調査審議すること」となっております。また、二にございますが、各法律の規定により審議会の権限に属された事項を処理することとされておまして、畜産物に関する各行政価格等を初め畜産の生産振興に係る施策について御議論していただく部会でございます。

また、当部会の議決は、規定によりまして、本審議会の議決とみなされることとなっております。その議決権でございますが、委員、臨時委員の議決権についてでございます。部会の議事は委員及び議事に関係のある臨時委員で、会議に出席したものの過半数で可決することとされております。

引き続きまして、議事の運営についてですが、まず議事の公開・非公開の方針でございます。本審議会の公開・非公開につきまして、これも規定によりまして、会議は公開とする、ただし、公開することによって公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、または特定の個人、団体に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができるとされております。

また、議事録は一般の閲覧に供するものとする。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、会長は議事録にかえて議事要旨を一般の閲覧に供するものとすることができると定められているところでございます。このことは当部会にも適用されることとなります。

次に、代理出席の関係でございます。代理の方の出席につきましては、明示的な関連規定はございませんけれども、従来、代理の出席については事前に部会長の許可を得ていただきまして、また代理として出席される方は表決や発言は御遠慮いただいております。欠席される委員の方に御意見がある場合は、代理の方を通じまして書面で部会長にお出しいただき、必要な場合には部会長から御披露いただくこととするというふうなやり方となっております。

部会の運営につきましては以上でございます。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

ただいま当部会の審議事項、当部会の議決の取り扱い、部会の開催要件及び議決権、会議議事録の公開・非公開に関する件、さらに代理の出席の5点について御説明があったわ

けでございます。これらの運営方針につきましては、当部会の前身でございます畜産企画部会また畜産物価格等部会においても事務局から御説明のあった規定に沿って運営を行ってきたところでございます。

私としても、特に問題はなかったと考えておりますが、その上で、会議は公開とし、議事録につきましても発言者名を明らかにした上で公開、公表する。また代理の方の出席については、これも昨年度までの例に沿った形にしてはどうかと考えております。

以上につきまして、何か御意見がございましたら、お願いいたしたいと思っております。

よろしいでしょうか。なければ、御異議ないものと認めまして、事務局から御説明があった形で運営させていただきたいと思っております。

事務局から、畜産物価格等をめぐる情勢など、最近の動きについて御説明を受けたいと思っております。その後、委員の皆様から御自由に御意見を述べていただきます。そういう形で進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の部会でございますけれども、16時、4時ごろを終了時間として予定しておりますので、あらかじめ御承知おきいただき、かつ御協力のほど、お願い申し上げたいと思っております。

資 料 説 明

○生源寺部会長 事務局から御説明をお願いいたしますが、非常に時間が限られておりますので、できるだけ簡潔にポイントを押さえた御説明をお願いできればと思っております。

初めに、牛乳乳製品課長から御説明をお願いいたします。

○志田牛乳乳製品課長 牛乳乳製品課長でございます。お手元の資料5の1ページ目をお開きいただきたいと思います。

まず我が国におけます牛乳乳製品の全体の需給構造でございます。総需給の量が約1200万トンとなっております。このうち国内で生産しておるものが3分の2の800万トン、輸入が3分の1の400万トンという形態になっております。国内の生産のうち、6割強に当たります500万トンが飲用牛乳等向け、脱脂粉乳・バター等の主要乳製品に向けられるものが4分の1の200万トン、そのほかが生クリームですとかチーズへの加工向けということで、これが10%強という状況になってございます。

飲用牛乳等向けは約8割が都府県で生産されておまして、脱脂粉乳・バター等につい

ては約8割が北海道産ということでございます。加工原料乳につきましては、メーカーが支払い可能な水準が生産費よりも低いということがございますので、別途、国が補給金を交付して再生産を確保しておるところでございます。この審議会では、この補給金の単価や限度数量を毎年お決めいただいておりますが、17年度に関しましては、単価が10円40銭、限度数量が205万トンということでございます。

1ページ、お聞きいただきまして、乳製品の製造工程について簡単に御紹介をしたいと思います。一番上が生乳をそのまま加熱殺菌したものでございまして、これが牛乳になります。これに乳脂肪分を調整したり、他の成分を加えたりすると、加工乳なり乳飲料ができるという形でございます。

それから、真ん中でございますが、脱脂粉乳とバターの基幹製品でございます。生乳を遠心分離いたしますと、乳脂肪分のクリーム、その他ということで、たんぱく質、糖質、灰分等でございますが、脱脂乳とに分離されます。そのまま使ったものが生クリーム。クリームを空気、水分を抜きながら凝縮させていくとバターができるということでございます。脱脂乳については、これを濃縮して乾燥すると脱脂粉乳ができるという工程になっております。一番下でございますが、生乳に酵素を加えて熟成させたものがチーズということになっております。

続きまして、3ページをお聞きいただきたいと思います。加工原料乳生産者補給金制度でございます。まず制度の目的でございます。加工原料乳地域、現在では北海道でございますが、生乳の再生産の確保等を図ることを目的に加工原料乳の生産者に補給金を交付するというものでございます。

2番目の補給金単価でございますが、これは生産費の変動等に基づく一定のルールにより算定をしております。もう少し具体的に申し上げますと、3年間の生産費の移動平均の変化率でもって算定をいたしておるところでございます。

恐縮です、右下に補給金単価と限度数量の推移という表を載せさせていただいております。現在、適用しております制度は13年度から改正したものでございます。平成12年度までは、市場価格についても行政である程度コントロールしようということで、主要乳製品につきまして安定指標価格を定めておりました。これから逆に乳業での処理経費を差し引いて、乳業の支払い可能乳代——これは基準取引価格と申しておりました——、それを算定いたしておりました。

それとは独立いたしまして、酪農の生産費調査に基づく再生産可能な価格——これを保

証価格と申しておりました——、この保証価格よりメーカーが支払い可能な乳代が下回っておりまして、その差を不足払いということで 12 年度までは支給しておったわけでございます。

13 年度から、価格についてはマーケットに任せ、経営安定について政策として対応するという仕組みに変わっておるところでございます。今申し上げました補給金単価は、平成 12 年の 10 円 30 銭をベースにいたしましてその後、3 年間の生産費の移動平均の変化率をもって算定してきているところでございます。

一番下の限度数量でございます。これは飲用牛乳、乳製品の需給事情等を考慮して設定することにいたしております。17 年度につきましては、脱脂粉乳が過剰在庫があるということで、この早期解決に道筋をつける水準ということで、5 万トン削減いたしまして、205 万トンとしたところでございます。

4 ページをお開きいただきたいと思います。今ちょっと触れさせていただきました脱脂粉乳の在庫対策の関係でございます。左上の円グラフが脱脂粉乳の用途でございます。脱脂粉乳は主として、半分以上が加工乳ですとか乳飲料の原料として使用されているところでございます。

ただし、右上のグラフをごらんいただきたいんですが、12 年に脱脂粉乳の食中毒事故が発生いたしておりまして、これを契機として加工乳の消費は急減したところでございます。12 年度を 100 とすると、近年では下げどまりの傾向にはございますが、大体 6 割の水準まで下がってきているというところでございます。

そういうことを受けまして、その右下の図でございますが、脱脂粉乳の在庫量が 12 年度、13 年度、14 年度と急増いたしておりまして、15 年度には史上最高の 9 万 3000 トンまで積み上がったところでございます。これに対しまして、生産者、乳業メーカー、それから国の方では乳価の低下分に対するナラシ事業ということで、三者がそれぞれ負担を合いまして計画的に毎年度、5000 トンずつの削減をいたしておるところでございます。

ただ、数字は書いてございませませんが、今年度末でも、まだ 8 万 3000 トン、消費にいたしますと 6 カ月分の在庫が依然として残る見込みでございます。これは適正在庫量の 2.4 倍という水準になっております。

もう一枚、資料をおめくりいただいて、5 ページをお開きいただきたいと思います。5 ページがバターの需給動向でございます。バターの用途は、左上の円グラフにございますように、パン・菓子とか家庭用、外食・ホテルということで、製パン・製菓用とか調理用

として利用されているところでございます。バター需要につきましても、右上のグラフでは、例として一番シェアの多いパン類の生産量を示しておりますが、パン類の生産量も減少傾向で推移をしているところでございまして、最近、需要が伸び悩んでおるところでございまして。

これに伴いまして、その下でございまして、バター在庫量の推移ということで、17年度は、12年度と大体同じような水準まで積み上がってきているということでございまして。このぐらいの水準は、これまでも、そのときどきの需給状況に応じて現出してきたおったわけでございますが、17年度末で消費量に換算いたしますと、大体4.7カ月分ということで、適正在庫の1.9倍程度に積み上がる見込みになっております。これ以上の在庫積み上げがないようにすることが重要な課題ではないかと考えております。

恐縮です、左下の囲みを見ていただきたいと思います。今申し上げました脱脂粉乳・バターの需給状況等を踏まえての対応策でございます。

まず1点目がバターの需要に見合った生乳の生産ということで、生産者団体が自主的に12年ぶりに減産型の計画生産とすることを決定されたところでございまして。このほか、輸入脂肪調製品の国産生クリームへの置きかえによって生乳需要を拡大しようという取り組みをすることも決まっているところでございまして。

また、1枚、おめくりいただき、6ページをごらんいただきたいと思います。チーズの需給動向でございます。牛乳乳製品全般に消費量が伸び悩み、ないしは減少傾向にある中で、チーズにつきましても依然として消費量が着実に増加しておるところでございまして。左のグラフに1人当たりチーズの年間消費量の推移を示しております。最近10年間に限定いたしましても、大体1.4倍の伸びという高い伸びを示しております、これは他の農産物ではないものでございまして。ただし、絶対水準といたしましては、これでも欧州に比べると10分の1程度の水準にとどまっております。

それに対しまして右上でございまして、国産・輸入別のチーズ供給量ということでございまして。生乳に換算したベースでございましてけれども、全体に占める国産の割合は1割にとどまっております、かつ、その下をごらんいただきたいと思います。国産価格の輸入価格に対する比率ということで、これは関税をかける前の価格でございまして、脱脂粉乳とかバターですと2.1倍なり4.3倍という格差があるわけでございますが、ナチュラルチーズについては需要の伸びが期待できるということで、生産者も比較的安い価格で生乳を供給されているという事情もございまして、1.6倍ということで、比較的国際競争力が

あるということでございます。

したがいまして、私も従前より進めておるところでございますが、需要の伸びが期待できて、かつ国産の割合がまだ1割にとどまっているチーズにつきまして、輸入物からの置きかえをどうやって図っていくかというのが大きな課題ではないかと考えております。

また1枚おめくりいただきたいと思います。7ページに、今申し上げましたチーズについての対策の進捗状況でございます。北海道ではチーズ向けの生乳供給量が増加しておるところでございます。左側、チーズ向け生乳の拡大の欄でございますが、17年度の供給計画は、昨年度の30万トンに対して33万トンまで1割増の伸びが見込まれておるところでございます。

また、国の対策といたしまして、その下にございます生乳需要拡大奨励事業ということで、チーズ向け生乳に対する奨励金について、単価、仕組みを大幅に見直したところがございます。17年度の伸びた3万トンの分については、キログラム当たり12円の奨励金を交付するという仕組みにしておるところでございます。

また、右側でございますが、チーズ工場の新増設ということで、チーズ工場整備の検討状況でございます。明治乳業さんにおかれて20万トン規模のチーズ工場の新設を昨年、決定していただいたところがございます。ただ、工場建設に一定の時間がかかりますので、稼働は19年度末ということでございます。なお、そのほかの乳業メーカーにおかれましても、既存工場の処理能力の向上といった設備増強について計画されておるところもございますし、一部実施していただいているところもございます。

1枚、おめくりいただきまして、8ページをごらんいただきたいと思います。今申し上げたことをまとめたものになるわけでございますが、乳製品過剰在庫解消に向けた生産者団体等の自主的取り組みということでございます。下を見ていただきますと、17年度は脱脂粉乳の過剰在庫処理対策ということで、これは乳成分が30%未満の調製品、いろいろなまぜものがございますが、これについては従前から自由化されておまして、これが実需者ベースでは一定量使われておったわけでございますが、これについて生産者、乳業メーカー、国の一定の事業での支援ということを含めて、安い価格で提供することによって、輸入調製品との置きかえを図ってきたところがございます。その対策が17年度は3万2000トン実施される見込みでございます。それから、チーズ向けの生乳拡大ということで30万トンが34万トン、これは全国ベースでございます。

別途、今年度の需給緩和状況を反映いたしまして、年度途中からの取り組みでございま

すが、九州においては体細胞基準の強化ですとか、乳質不良牛の淘汰奨励といったようなことで、生産を厳に抑制する対策を打たれているところでございます。

また、北海道におかれましても、駄牛淘汰ということで、乳質不良牛に加えまして、例えばけがをしたりしているような牛について淘汰すると、それから、早期乾乳を図る、増頭計画を凍結するというところで厳しい抑制策を実施していただいているところでございます。

これに対して 18 年度でございますが、脱脂粉乳につきましては対策の継続を決定されておるところでございます。また乳脂肪分につきましても、脱脂粉乳と同じようなスキームの中で輸入調製品を国産生クリーム等に置きかえる対策を決定していただいたところでございます。

生産抑制対策。中央酪農会議が減産型にするということは先ほど御説明したとおりでございます。北海道では特に一律的な減産を避けるという意味で、酪農家に A タイプ、B タイプということを選択していただく方式を提案されておるところでございます。A タイプは経営維持・拡大意向ということで、前年比 100%。B タイプは経営縮小意向ということで前年比 90%でございます。なお、B タイプを選択された方には、全酪農家からの拠出金により乳価を 4 円上乘せするというスキームで動いているところでございます。その具体化に向けましては、現在、まだ道内での調整が続いておると伺っているところでございます。

一番右で 20 年度以降でございますが、先ほど申し上げました生乳処理量 20 万トン規模のチーズ工場が 19 年度末以降、操業する予定になっておりますので、私どもとしては、18 年度、19 年度の 2 年間で生産抑制の対策が必要であろうと考えているところでございます。

それから、9 ページでございます。酪農経営の状況について簡単に御説明をいたします。左側が北海道、右側が都府県でございます。

まず全体の飼養頭数が一番上の折れ線グラフでございます。北海道ではほぼ横ばいの 85 万 8000 頭になっております。飼養戸数は減少傾向でございます、8800 戸ということでございます。ただ、1 戸当たり飼養頭数につきましてははずうっと順調に伸びておりました、17 年では 1 戸当たり 97 頭平均という姿になっております。これに対して都府県では、飼養頭数は右肩下がり、飼養戸数も右肩下がりでございます。都府県におきましても、1 戸当たりの飼養頭数で見ますと右肩上がり、42 頭程度まで拡大が進んでおるとい

ころでございます。

酪農、乳業関係は以上でございます。

○牧元食肉鶏卵課長 続きます、食肉の関係でございます。10 ページをお開きいただきたいと思えます。

我が国の肉用牛生産につきましては、左上にございます約7万6000戸の繁殖経営から生産されます肉専用種を、真ん中の上でございますけれども、約1万4000戸の肉専用種の肥育経営が肥育いたしまして、年間46万頭分の和牛肉を生産するという流れが一つございます。

それから、この左下でございますけれども、約2万8000戸の酪農経営から生産されます乳用種、交雑種を、真ん中の下でございますが、約8000戸の乳用種・交雑種の育成・肥育経営が肥育いたしまして、年間28万頭分の乳用種牛肉、それから27万頭分の交雑種の牛肉を生産するという、こういう構造になっているところでございます。直近の時点で見ますと、牛肉の卸売価格は高値で推移しておりまして、和牛につきましては102万円、乳用種が36万円、交雑種が62万円という水準になっているところでございます。

次の11ページをお開きいただきますと、肉用子牛の生産者補給金制度でございます。この制度につきましては、子牛の価格が再生産可能な水準を下回ったときに、繁殖経営あるいは、乳用種の場合は育成経営でございますけれども、これらの経営に対しまして生産者補給金を交付いたしまして、再生産を確保するというための措置でございます。

具体的には、この左下をごらんいただきますと、子牛の市場価格が品種ごとに定められております保証基準価格を下回った場合に、国からの交付金を財源といたします生産者の補給金が支払われるということ、また、合理化目標価格をも下回った場合には、あらかじめ積み立てておきました生産者積立金から、その9割を補てんするという仕組みになっているところでございます。子牛の取引価格につきましても、現在のところは堅調でございます。黒毛和種が約51万円、乳用種が約11万円という水準になっておりまして、直近の17年度の第3四半期を見ますと、全品種とも補給金の発動がないという状況になっているところでございます。

次の12ページをお開きいただきたいと思えます。最近の牛肉及び食肉全体の供給量についてでございます。牛肉の供給量を見ますと、国内生産量につきましては、16年度は非常に堅調な枝肉の価格を背景にいたしまして、出荷時期の前倒しもあったということから、15年に比べますと増加をしたわけでございますけれども、17年につきましては、

その反動からほぼ 15 年並みになっているということでございます。

輸入量につきましては、15 年 12 月に、御案内のように、米国で B S E が発生したということで、米国産牛肉の輸入停止があったわけでございます。16 年は豪州産の牛肉の輸入量が急増したということがございますけれども、全体としては輸入量は大幅に減少しているという状況でございます。17 年につきましては、豪州産の輸入量が引き続き増加をしておりますけれども、輸入量全体で見ますと、15 年の水準には至っていないという状況であります。

また、右側の食肉全体の供給量を見ますと、牛肉につきましては、15 年に比べまして、米国産牛肉の輸入停止の影響もございまして、16 年、17 年につきましては供給量が減少しております。一方、豚肉につきましては、15 年の米国産牛肉の輸入停止措置、また 16 年にはタイや中国で高病原性鳥インフルエンザが発生したということもございまして、牛肉、鶏肉の代替需要がございました関係で、15 年に比べますと、豚肉につきましては 16 年、17 年の供給量は増加しているところでございます。

また、鶏肉につきましては、16 年のタイ、中国での高病原性鳥インフルエンザの発生がございまして、15 年に比べますと、16 年は減少したところでございますけれども、17 年について見ますと、ほぼ 15 年並みに回復したということでございます。食肉全体を通じて見ますと、15 年に比べますと、16 年は若干減っておりますけれども、17 年につきましては 15 年並みに回復をしたという状況になってございます。

次の 13 ページをお開きいただきたいと思えます。このような中で、特に牛枝肉の卸売価格の推移でございます。最近の国産牛肉の卸売価格につきましては、16 年度以降は、15 年 12 月に米国の B S E の発生ということがございまして、米国産牛肉の輸入が停止をされたということで、輸入量が減ったということもございまして、堅調に推移をしているという状況でございます。

次の 14 ページをお開きいただきたいと思えます。このような中で、乳用種の子牛またヌレ子等の価格の推移でございます。乳用種の牛肉の卸売価格につきましても、国産牛肉の需要が非常に堅調であるということから上昇傾向で推移をしております、17 年 9 月以降、キロ 800 円を超える水準で推移をしているところでございます。このため肥育農家の素牛の導入意欲も非常に高うございまして、乳用種の子牛の価格も上昇しております。17 年 10 月には 10 万円を超えまして、17 年度の第 3 四半期を見てみますと、保証基準価格の 11 万円を超える水準にあるということでございます。また、ヌレ子の価格につきま

しても、17年9月以降、上昇傾向で推移しておりまして、現在3万円を超える水準にあるということでございます。

次の15ページをお開きいただきたいと思います。今度は豚肉の需給及び価格の動向でございます。豚肉の消費につきましては、食肉の中で一番消費量が多いということでございますけれども、先ほども若干御説明をいたしましたように、BSEの発生でございますとか、鳥インフルエンザの発生もございまして、牛肉、鶏肉の代替需要ということもございまして増加傾向にあるところでございます。

下の表をごらんいただきますと、国内の生産量についてでございますけれども、14年度、15年度をごらんいただきますと、堅調な需要を反映いたしまして増加してきたところでございますけれども、16年度は前年度をわずかに下回ったという状況、17年度につきましてもこのような傾向で推移をしているということでございます。また、輸入量について見ますと、これも牛肉、鶏肉の代替需要ということで増加傾向で推移をしておりまして、16年度につきましては特に10.7%という非常に大きな増加傾向を示したわけでございます。

また、真ん中の右側の表をごらんいただきますと、豚の枝肉の卸売価格でございます。豚肉につきましては季節変動も非常に大きいところでございますけれども、牛肉の代替需要もございまして、14年9月以降を見てみますと、出荷頭数の増加等もございまして、前年に比べて若干低下をしているという状況でございます。16年度以降につきましては堅調に推移をしておりまして、前年度を上回るような水準で推移をしているという状況でございます。

次に、16ページをお開きいただきますと、養豚経営の概況でございます。養豚につきましては、農業の総産出額8.8兆円の中で約6%という非常に大きなウエートを示すものでございまして、地域経済の中で非常に重要な位置づけを示しているものでございます。16年の飼養戸数につきましては約9000戸ということで、これはかなり集約化が進んだ経営の形態になっているということでございます。飼養頭数につきましては全体で約970万頭という水準でございます。

続きまして、17ページをお開きいただきたいと思います。指定食肉（牛肉・豚肉）の価格安定制度でございます。これらの食肉の価格安定制度につきましては、農畜産業振興機構の需給操作等を通じまして、安定価格帯の幅の中に卸売価格を安定させると、これによりまして、価格の乱高下を防ぐということを通じまして、消費者への食肉の安定供給を

図るといふこと、また生産者の経営安定に資するといふことを目的としているところでございます。

安定価格につきましては、畜安法に基づきまして、生産条件、需給条件、その他の経済事情を考慮いたしまして、再生産を確保することを旨として定めることになっているところでございます。左下の表をごらんいただきますと、17年度につきましては、それぞれごらんの数値につきまして安定価格が設定されているところでございます。

以上でございます。

○清家畜産企画課長 続きまして、18ページでございます。畜産経営安定対策の対象者について御説明申し上げたいと思います。

このことにつきましては、食料・農業・農村基本計画、17年3月に策定されましたけれども、その中において、畜産の経営安定対策につきましても、これまでの施策の目的と効果を踏まえ、対象経営を明確化するといふこととなっております。また、一昨年来、畜産の企画部会でもいろいろと御議論いただきまして、酪肉基本方針においても、このようなことを示してございます。今後といたしまして、19年度からの実施を目指しまして、この3月の畜産物価格決定にあわせて内容を取りまとめていきたいと考えてございます。

経営安定対策は具体的にどういふものかといふことでございますが、一つは加工原料乳生産者補給金制度、これは酪農関係でございます。牛乳乳製品課長から御説明したとおりでございます。この目的そのものは、価格面で不利のある加工原料乳の生産者に補助金を交付することを通じまして、加工原料乳の再生産の確保を可能として、また生乳全体の需給安定を図るといふことが目的でございます。その効果としては、指定団体のもとで計画生産に参加する生産者をこの制度の対象とするようなことで計画生産の確実な実施と生乳全体の需給安定に寄与しているといふ効果がございます。

もう一つは、以下食肉関係でございますけれども、肉用子牛の補給金制度、先ほど御説明したものでございます。この目的自体は、牛肉の輸入自由化を平成3年以降に実施しましたが、その代償措置として、制度としては平成2年度から措置されましたけれども、設けられました。子牛価格が低落した場合に、子牛生産者に補給金を交付することによりまして、繁殖経営の再生産を可能として肉用牛生産の安定を図るといふものでございます。

効果のところでございますが、これまでの輸入自由化あるいは国内BSEが発生した際の子牛価格の下落に際しまして、いわゆるセーフティネット措置として、子牛生産の安定に寄与してきているといふことでございます。それと、我が国の肉用牛生産の特徴でござ

いますが、繁殖経営から供給される素牛（子牛）ですが、これを肥育経営が肥育して出荷するという構造になってございます。そういうことから、広く子牛生産の生産者を本制度の対象とすることで、肉用牛生産の安定が図られているという効果があると考えてございます。

あと二つ、肉用牛の肥育経営安定対策事業と地域肉豚生産安定基金造成事業がございませう。後で中身は述べさせていただきますが、この目的は、牛の枝肉価格あるいは豚肉価格が下落した際に、生産者に補てん金を交付することで肉用牛の肥育経営あるいは養豚経営の安定を図るというものでございます。効果につきましても、先ほど申し上げましたようないろいろな事態に対応してセーフティネットの措置として経営安定が図られているというところでございます。なお、この肥育牛の経営、それから養豚経営といったものについては、構造改革が相当程度進んでいるという状況がございませう。

次のページに、制度の、あるいは事業のあらましを示してございませう。左二つは先ほど来申し上げたものでございませうので省略いたしますが、右の方、上ですが、肉用牛肥育経営安定対策事業、これは通称マル緊というふうにも関係者の方々は言うてございませうので、そう呼ばせていただきます。

この事業そのものの仕組みは、標準的な生産費を基準に見て、一方で粗収益が変動します。肉の値段が上がったり下がったりということで、所得が家族労働費を十分に確保できるかどうかという視点に立って、収益が悪化したときに一定の部分を国なり生産者なりがあらかじめ積み立てた財源の中から補てんしていくというものでございませう。

それから、その下の地域肉豚生産安定基金造成事業。これも通称地域肉豚ということで省略して言うてございませう。これは平成7年度から事業として実施してございませう。ガットのウルグアイラウンドの交渉を踏まえたその対応策ということで、こういう事業を実施してございませう。

豚の方につきましては一定の豚肉の価格、地域保証価格よりも市場価格が下がったときに、生産者からの積立金を財源としてこれを補てんする。しかし、この低落が続くことによつて積立金が不足するという自体になったときに、実質は農畜産業振興機構でございませうけれども、そこから拠出しておる安定基金の資金を財源として、不足したときには、それをもつて当てると、こういうふうな仕組みでございませう。

以上が畜産経営安定対策の対象者についてでございませう。

その次に畜産環境対策でございませう。家畜排せつ物法が、一昨年になります、11月か

ら本格施行されました。法律はその5年前、平成11年11月に施行されまして、5年間の経過期間を設けて計画的な施設整備をするということで取り組んでまいったところであります。一定規模以上の畜産農家については、管理基準に従った管理が必要だということで、地下水汚染ですとか、河川の汚染がないように、きちんとした堆肥化なり汚水処理をしていくということを求めるようにいたしました。

昨年12月の時点で、この管理基準に適合している状況を調査いたしましたが、右の表にございますように、管理基準対象農家——例えば牛ですと10頭以上の農家ということになります——、そういったものについて、それぞれ対応状況はどうかということで、下の矢印ですが、ほとんどの農家は施設整備をする、あるいは簡易対応ということで防水シートなどを利用して対応するような農家の方々もいらっしゃいます。そういったものを除いて、管理基準不適合農家75戸にまで下がっております。ほとんどの農家の方は管理基準適合農家ということでございます。

引き続き、環境対策につきましては、今ちょっと触れましたが、緊急避難的に簡易対応でやられた農家の方々もいらっしゃいます。そういうところからの要望もあって、持続的で環境保全効果が高いというきちんとした施設への整備も要望としてございます。そういうことを踏まえて、昨年度におきましても、支援策の①ですが、これは補助が半分ついております、そういうリース方式で施設整備を計画的にやっていくということ、あるいは共同利用施設の整備ですとか、税制面での支援ですとか、そういったことを通じて対策を推進しておるという状況でございます。

以上でございます。

○姫田畜産振興課長 畜産振興課長でございます。

続きまして、21ページから飼料関係でございます。食料・農業・農村基本計画の中で、食料自給率の向上ということで、27年、45%を目指して計画を立てて実行しているところでございます。その中で、麦、大豆と並びまして、畜産物の自給率の向上を図ることが重要でございます。畜産物そのものの自給率は40から90、飽和の100%に近いものまでございますが、それぞれについて食料自給率での考え方ということになりますと、飼料自給率とそれぞれの自給率を掛け合わせた数字になります。そのため現在、飼料自給率が全体で23%というところでございまして、これを35%まで上げることによって、食料自給率全体を向上させるという目標にしてございます。

この中で、関係者が一体となった飼料自給率向上戦略会議という中で、関係者あわせて

のそれぞれのセクターで自給率の向上を図っているところでございます。具体的に飼料の種類ということで、粗飼料、乾草、サイレージ、稲わらなどの粗飼料と、いわゆるトウモロコシ、ヌカ、フスマ等の穀類、濃厚飼料でございます。それをそれぞれ向上させようと。

まず粗飼料については、平成 27 年度におきまして、現在 76%のものを 100%にしようとして。そして、濃厚飼料につきましても、現在 9%ぐらいの自給率でございますけれども、14%に引き上げようという目標を立ててございます。具体的な行動として、国産稲わらの飼料利用の促進、耕畜連携による稲醗酵粗飼料の作付け拡大、中山間地などによる放牧の促進ということで、具体的に耕作放棄地等を活用した水田放牧の推進、あるいは集約放牧の推進等を考えてございます。一方、濃厚飼料につきましては、食品残渣の飼料化を推進していくということで、具体的に安全な食品残渣の飼料化を進めているところでございます。

次のページでございます。具体的に、稲わら、稲醗酵飼料の利用・生産の推進についてということで、稲わらは現在、自給率 86%でございますが、国内には全体で米と同じ生産量と考えられますので、900 万トン余りの稲わらがある。そのほとんどはすき込まれたり、焼却されたりしているという現状でございます。平成 16 年度で 15 万トンの輸入量があったということでございます。これを自給率 100%にするということで、昨年から、100%自給に向かって稲わらの確保をしているところでございます。

ただ、地域的に南九州を中心にかなり肉用牛が多い地域で、かつ米作がそこまでいかないというところがございます。こういうところに、ブロック内での流通あるいはブロック間での流通を図っているところでございます。

また、水田のままの状態で飼料をつくるということで稲醗酵粗飼料の生産を振興しているところでございます。具体的には、右下のように、稲をロールにいたしまして、最終的にはビニールをかけてサイレージにするという形で供給しております。平成 15 年度から 16 年度にかけて、米の作付けが戻ったこともございますが、17 年度、4600 ヘクタールになっているところでございます。

次のページでございます。放牧の推進についてということで、肉用牛の繁殖農家のコストダウンの考え方から放牧が進められております。特に中国地域の山口、島根を中心に、地域から起こった事例が全国的に広がっているところでございます。具体的には転作田とか耕作放棄地に簡単な電気牧さくを巻いて、そこへ繁殖牛を放牧するというものでございます。

その結果として右下に放牧のメリットということで、それぞれのコストの削減だけでなく、牛の健康の増進とか、場合によってはイノシシなどが出てこなくなるという副次的な効果も報告されている次第でございます。放牧については現在、ここに書いてあるとおりでございますが、16年度なり17年度にさらにふえているところと考えるところでございます。

次のページでございます。畜産農家の粗飼料生産を応援するというので、粗飼料生産を経営内だけではなくて経営外から応援しようということで、コントラクターというものができてございます。上のところにコントラクターの発展と書いてございます。当初は、いわゆる機械利用組合ですとか共同作業であったものが、だんだんと外部受託をして営農集団から専門的な集団になり、専任のオペレーターができたり、組織として機械を持ったり、最終的にはTMR（トータルミックスレーション）と申しますが、牛にセントラルキッチンからの給食を運ぶというようなスタイルで、既にセントラルキッチンで詰めた粗飼料と濃厚飼料を農家のところへ持っていき、農家はそれを供給するだけという形でできるシステムもでき始めております。

具体的には、コントラクターは、平成9年の122組織3万8000ヘクタールから、平成15年は317、16年におきましては400組織という状況になっているところでございます。受託面積もそれにあわせてふえているところでございます。

以上が、簡単でございますが、飼料をめぐる情勢でございます。

○川島国内防疫調整官 家畜衛生関係でございます。25ページをお開きいただきたいと思っております。

主な伝染病の発生状況でございますが、御案内のとおり、12年3月に、92年ぶりに口蹄疫が発生しております。ただ、これは封じ込めに成功いたしておまして、現在、清浄に復旧しているという状態でございます。

BSEにつきましては、後ほど報告をいたします。

牛のヨーネ病と申しまして、慢性の伝染病でございますが、これが増加傾向にございます。発生農場に対しまして清浄化対策を実施しております。さらに効果的な、効率的な防疫対応ということで現在、専門家によります技術検討会を開催中でございます。

豚コレラにつきましては、平成4年以降、発生はございませんので、計画的、段階的にワクチンを用いない防疫対応に移行しているところでございます。

鳥インフルエンザにつきましては、後ほど御報告いたします。

伝染病の発生ですとか、蔓延防止のための取り組みでございます。まず左側でございます。農家の方に最低限遵守をしていただく飼養衛生管理基準を家畜伝染病予防法に基づきまして策定いたしまして、それに基づきまして指導を行っているところでございます。特に重要な伝染病につきましては、右でございますが、特定家畜伝染病防疫指針を策定いたしまして、農林水産省、関係省庁、関係都道府県、関係者が一体となった取り組みをするために、こういう指針を定めてございます。現在、口蹄疫、BSE、それから鳥インフルエンザについて策定しておりまして、豚コレラにつきまして現在、公表の最終的な準備をしているところでございます。

次をお願いいたします。BSEの発生状況でございます。13年9月に初めて国内で発生いたしまして、直ちに肉骨粉等の法的な禁止あるいはと畜場でのBSE検査、特定危険部位の除去といった対策を開始しております。15年度からは死亡牛の検査につきましても開始をいたしております。現在、年間、約10万頭の死亡牛についてBSE検査を実施しておるというところでございます。右の発生状況、最新で22頭確認をしておりますが、そのうちの6頭が死亡牛で確認されているという状況でございます。

また、17年には食品安全委員会の答申を受けまして、と畜場でのBSE検査の月齢の見直しですとか、飼料規制の実効性確保の強化といった取り組みを開始しております。原因究明につきましては現在、専門家によります研究チームを立ち上げて分析をいただいているところでございます。

それから、米国産牛肉の輸入問題でございます。右にございますように、15年12月にアメリカでBSEが発生後、直ちに輸入を停止いたしまして、日米間でさまざまな協議を繰り返してきまして、最終的に、17年12月に食品安全委員会から米国産牛肉等の輸入に関します答申をいただきまして輸入を再開したわけでございますが、先ほどごあいさつにもございましたように、1月20日になりまして、輸入が認められておりません脊柱を含むものが確認されたということで、再び輸入停止をしてございます。先週の17日に、米国から原因究明、再発防止に関します報告書が提出されておまして、現在、私どもの方で分析、精査中でございます。

次のページをお願いいたします。鳥インフルエンザでございます。鳥インフルエンザにつきましましては、一昨年、16年1月に山口県で79年ぶりということで発生を見ております。これにつきましては、その後、大分、京都で発生を確認しておりますが、封じ込めをいたしました。その経験を踏まえまして、家畜伝染病の一部改正あるいは特定家畜伝染病防疫

指針の策定、互助制度といったものの創設をしてございます。

17年6月になりまして、これは弱毒タイプということで、現在問題になっておりますH5N1とは違いますN2のタイプによります弱毒タイプのインフルエンザが茨城県下で確認されておりまして、現在まで41例、確認されているという状況でございます。基本的な防疫対応につきましては、左に書いてございますように、発生農場の殺処分、発生地域の農家の移動制限、こういったことで対応してきてございます。右の図は、移動制限がかかった地区を丸で囲んでございまして、既にかけてきた移動制限はすべて解除されておるということでございますので、点線になっております。

それから、牛トレーサビリティ制度でございます。平成15年12月にと畜場段階、16年12月から流通段階ということで、BSEの蔓延防止と牛肉に対する消費者の信頼確保を目的として、この制度が開始されてございます。制度の信頼を確保するために、地方農政事務所を通じまして、監視・指導活動を今後とも的確に実施をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

かなり資料の説明が続きましたので、ここで若干の休憩を取りたいと思います。私の正面の時計で2時40分に再開をいたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

[暫時休憩]

○生源寺部会長 お約束の時間がまいりましたので、再開いたしたいと思います。

意見交換

○生源寺部会長 休憩前に事務局からいろいろ御説明があったわけでございますけれども、きょうは、特に諮問があって、これに意見を述べるという性格の会合でございますので、御自由にいろいろ御発言をいただければと思います。どなたからでも結構でございますので、よろしくお願いいたします。

増田委員、どうぞ。

○増田委員 一つは、酪農で生乳の消費が下向きになっているので、駄牛の淘汰というのが8ページにあたりするのが非常に気になっているんです。私ども肉を消費する立場から言いますと、牛肉がとてつもなく高くて困っているのが実態だと思うんですよ。アメリ

カ肉が入ってこない、オーストラリアからのものが日本人の嗜好にあわないということも原因だと思いますが、片方で、酪農の牛が余っているから淘汰しようというんだったら、ここは酪肉連携ぐらいのことができないのかどうか。

乳用種の肉というのは国産牛の中でも家計簿にとってもありがたい存在だったんですが、3分の1は乳用種の肉だと言われて、今は国産若牛というシールまで配付されておりますが、実際、量販店で見かけることは全くと言っていいほどないんですね。行政の場で、乳用種肉は一体どこへ行っているのか。首都圏の中でも1店舗だけ、かなり積極的に扱っているお店があるんですけども、例えば調達にかなり苦勞をしていらっしゃる。ですから、乳用種よ、どこへ行っているのかということです。それと、酪肉連携みたいなこと。

長くなって申しわけありませんが、排せつ物、環境対策についてちょっと聞かせていただきたいんです。ここにおいでの方の今委員が戦略会議の席か何かで言ってもらったこととも関係があるんですけども、排せつ物を囲い込むことには99%成功しているとは言われても、その行方で随分現場はお困りでいらっしゃる。

食品残渣の利活用が食品リサイクル法のもとでかなり動いてきているんですが、それを取材させていただいたりすると、えさ化というのはかなりハードルが高くて、みんな肥料に行こうとしている。片方で、残渣で肉用のTMRをつくっていらっしゃる現場なんかもあるので、できたら、残渣はえさの方に行ってほしいというのが御関係の方の本音だろうと思うんです。

排せつ物の方に戻りますと、9000万トンの排せつ物の原料は輸入の穀物ですよ、主として。今の日本の農地は474万ヘクタールですか、それが引き受けなければならないとしたら、さっき電卓で計算してもらったら、1ヘクタールの農地が約20トンですか、引き受けなければならない。そのまま畑に入れるわけじゃないんだよと言われるかもしれないけれども、輸入しているえさの帰り船に排せつ物を積んで持って帰ってほしいと思うくらい、これは大変な問題になっていくんじゃないかなという気がしております。

その2点を、行政側から御意向なり、あれを聞かせていただければと思います。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

1問1答という形ではなく、恐らく関連の御質問なり御意見もあるかと思しますので、何人かの委員の方からの御発言があった後に、事務局から必要に応じてお答えいただくような形にいたしたいと思っております。

ほかにかがでございましょうか。

向井委員、どうぞ。

○向井委員 1点、御質問したいのは、主要な家畜伝染病の中でBSEが入っているんですけれども、これは家畜伝染病という認識にお立ちなわけでしょうか。そのところが第1点。

それから、いわゆる生産抑制という形で表現されておりましたけれども、今おっしゃった駄牛の淘汰で、「駄牛」という表現は私も引かかるんですけれども、それによって、生乳にすれば、どのぐらいの生産減……。減と言ったら表現悪いんですけども、抑制されるのかという目標をもしお持ちだったら、お教えいただきたい。

この2点をお願いいたします。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでございましょうか。

神田委員、どうぞ。

○神田委員 脱脂粉乳のところですけども、脱脂粉乳の削減をしていくという方向の話がございました。そうは言ってもたくさん余っているということで、その使い方で、4ページのところでグラフなどで御説明をいただきましたけれども、そうは言っても、まだ残っているということについて、今後のことも考えると、どんな使い方の研究がなされているのかとか、大々的に研究する必要があるのではないかと思ったり、どういう見通しが利用という面であるのかということ、それから、円グラフのところで、その他が22%になっておりますけれども、もしかしていろいろなものがここに入っているというふうに思っているのかと思いますが、何か特徴的なことがあるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから、チーズのことですね。チーズのところで需要が非常にふえてきていて、唯一ここはふえているという御報告だったかと思うんです。そういったことも踏まえて、チーズ工場ですか、大規模なチーズ工場ができてくると、それで見通しも少し立っていくというお話があったかと思います。

ただ、チーズの供給量のところを見ますと、輸入が圧倒的に多い中で国産が少ない。私たちの感覚から言いますと、おいしいチーズが国産にはないということがあって、これからチーズをつくっていく方向として、おいしいチーズといったら漠としているんですが、今まで支持されるようなおいしいチーズができる可能性が、変な言い方ですが、あるのかなというふうことをもう少しお聞きしたいと思いました。

それから、飼料のところで、姫田さんからお話があったところなのですが、食品残渣のお話のところで、安全な食品残渣という言い方をなさったと思うんですね。安全な食品残渣という言い方のところ、もう少し食品残渣についての中身を教えてください。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

かなり盛りだくさんの御質問あるいはコメントがございましたので、このあたりで事務局からお願いいたします。

食肉鶏卵課長。

○牧元食肉鶏卵課長 最初に増田委員から乳用種の牛肉のお話があったところでございます。委員、御指摘のように、乳雄に廃用牛も加えれば3分の1ぐらいを占めるという、かなりの数になるわけでございますけれども、実は一般のお店で販売されるときには国産牛という表示になっております。スーパーに行ってごらんいただきますと、和牛という表示がされているものと、もう一つは国産牛という表示がされているものがあるかと思うんです。乳用種については国産牛という表示がされているものでございます。

そういうものですから、御案内のように、国産若牛もキャンペーンをやっているけれども、全然見えないじゃないかという御指摘なわけでございますけれども、ここらあたりのところですね、我々の方としても、実需者とか消費者の皆さんの認知度を高めたいと思っております。新しいネーミングとロゴマークということで、主要な新聞などにも広告を打ったりしまして、一生懸命キャンペーンはやっているところでございます。

こういうことを通じまして、少しでも認知度を上げまして、また消費者の皆さん方におかれても、まさに食卓の定番として、よりお使いいただけるように努力をしたいと思っております。

○姫田畜産振興課長 まず、今の国産牛の続きでございますが、もしお時間があれば、トレーサビリティの10けたの番号をパソコンなり携帯で入れていただくと、なるほど乳牛の雄だなというのがわかるのではないかなと思いますので、よろしく申し上げます。

それから、リサイクルのことでございます。現在、BSEもございますので、牛については、いわゆる植物系の残渣を中心に野菜残渣とかを使ったものを使っているというところでございます。一方、食品残渣全体ということで、豚を中心として使っているということで、我々つかんでいるのは全国で40ぐらいの場所ということで、従来、どちらかというと、残飯養豚というイメージのものがあったんですけれども、むしろそうじゃなくて、神田委員おっしゃったように、安全な食品残渣をつくっていかうと。

大手の流通グループで何社か、何グループかやり始めておりますけれども、例えば食品残渣を引き取るときに保冷車で引き取ろうじゃないかと。というのは、いわゆる残飯じゃなくて、そこは飼料の原料だろうということを考えておまして、保冷車で引き取ってやろうとか、そういう試みを始めているところでございます。

具体的には、リサイクル飼料のエコフィードの安全性のガイドラインということで、消費者の皆さん方へ生産者、流通入りまして、ガイドラインをつくって、安全で、かつ、むしろおいしい畜産物ができるようなリサイクル市場、エコフィードと申しておりますけれども、そういうものをつくっていこうという試みを始めているところでございます。

今、やり始めているところでございますので、ぜひお知恵をおかりできればと思っております。

○生源寺部会長 環境対策室長、お願いします。

○原田畜産環境対策室長 環境対策室長・原田でございます。

増田委員から家畜廃棄物関係で御質問がございました。確かに施設はほぼできまして、これからは、それをうまく利用して農地に還元していくということが大変重要です。一方で、委員、御指摘あったように、食品残渣からも堆肥に向かう分、要するに、もっとふえる分があるじゃないかということ。一方で、濃厚飼料を中心に輸入のえさが多くて、国内でのふん尿がふえるばかりじゃないかというお話がございました。

食料残渣につきましては、姫田課長から話がありましたように、できるだけ、堆肥ではなくて、えさに向ける方向で今回、行動会議をつくっております、少しでもえさ化に向ける方向で皆さんのお知恵をかりているところでございます。

全体の堆肥の量、家畜ふん尿の量からいいますと、全耕地に還元するという意味では、窒素ベースで見ますと、日本全国では過剰ということにはならないんですけれども、畜産の多い地域、例えば九州ですとか一部の地域になりますと、還元する耕地に比べて家畜ふん尿の量が多いということは確かにございます。ですから、そういったところにつきましては、堆肥化をする際に当たりまして、広域的な利用、市町村を超えたり県を超えたりする利用もしなければいけないということにもなりつつあります。

昨年から、畜産地帯と耕種地帯を結ぶという意味で、モデル事業を行っております。具体的に申しますと、熊本でいうと、阿蘇のお米地帯と菊池の畜産地帯を結んで、菊池からは堆肥を運び、阿蘇からは稲わらを運ぶということでの耕畜連携事業等を始めました。これは大変大がかりな仕組みですけれども、ミニスタイルでは各地でそういったことも起こ

っております。できるだけ耕種農家サイドに、成分のはっきりわかったいい堆肥をつくって、なおかつ、もう少しきめ細かい施用の仕方、例えばメロンだとかこういう堆肥がいいですよとか、米はこういう堆肥でいいですよということも、マニュアルをつくりまして広めたりしております。

堆肥というのは、余ったから出すというのではなくて、肥効成分も含めて価値のある肥料として耕種農家に使っていただくということの情報提供と仕組みづくりをしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○生源寺部会長 牛乳乳製品課長、わかりますか。

○志田牛乳乳製品課長 幾つか御質問をいただいております。

まず駄牛淘汰という言葉についてでございます。私も、生乳生産という観点から、乳質が悪いですとか、ちょっとけがをされていて飼育管理に手間がかかるとかということで、慣例的に、無意識に使っておりました。確かに、委員、御指摘のように、言葉としてどうかなどという点は反省をさせていただきたいと思っております。

それから、向井委員から、駄牛等でどのぐらいの効果が出るのかということでございます。どのぐらいの期間につぶすかということによって変わってきますので一概には言えないんですが、例えば今年九州ですと、年度の後半、半年間で 6000 頭つぶすということで、ただ、これも一斉につぶすわけではなくて、と場のキャパシティの問題等もございまして、五月雨式になっておるんですが、九州の生乳販連の方での試算では、6000 頭つぶすことによって、生乳 2 万トンの減産効果が見込まれるということで今回は進めていただいたところでございます。

続きまして、神田委員からの脱脂粉乳の問題でございます。先ほどの資料で、その他向けというのが大変多いというお話があったわけでございます。脱脂粉乳その他向けの内容でございますが、例えば調理食品ですね、クリームコロッケとか冷凍食品の中に使うですとか、育児用の調製粉乳に使うとか、外食やホテルで業務用に使う。それから、今年度前半におきまして、通常、脱脂粉乳というのは業務用が主なんでございますが、テレビでやっていただいたということで、一般消費者向けにはスキムミルクという名前で売っておりますけれども、スキムミルクとヨーグルトをまぜて食べると健康にいいというテレビ番組をやって、一定の売上があったわけでございますが、そうした家庭用。そういったものが入ってきておきまして、それらが先ほどの 20% ですか、そんなような量に積み上げて

おります。

それから、脱脂粉乳の新たな使い方でございます。今申し上げたような業務用だけじゃなくて、直接御家庭で使っていただくようなものに加えて、最近では入浴剤として使おうと。これは既に実用化されて既存の製品が数種類出ております。

それから、これはあくまで研究段階にとどまっておりますが、繊維の中に脱脂粉乳をまぜてつくと、非常にやわらかい繊維ができて、特に下着に向くという、ある程度、研究の効果も出ておるようです。ただ、これの実用化については今後のコストダウンの問題ですとか、いろいろ乗り越えなければいけない課題があるかと考えております。

最後に、これだけ消費が伸びているのに、国産チーズの割合が低いままではないか、国産チーズはおいしくないのではないかという厳しい御指摘があったわけでございます。国産の技術も随分進歩してきておりまして、必ずしも味の面で劣るから少ないというわけではないのではないかとこのうふうにとらえておるところでございます。

先ほど御説明の中で抜かしたかもしれませんが、17年度におきまして、北海道を中心に、それまでの生乳換算ベースで30万トンだったものを一挙に1割増しで33万トンにさせていただいております。実は、これ以上伸びるかといいますと、現在の乳業の設備能力では、これに大幅に増産するというのは無理でございます。先ほど御紹介いたしましたように、明治乳業さんの方で新たに年間20万トン規模の工場をつくっていただけるということが決定されておりますので、そういう工場ができれば製造能力もアップいたしますので、さらなる拡大が見込めるところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○生源寺部会長 どうもありがとうございました。

動物衛生課の方で、先ほどのBSEと伝染病カテゴリーの……。

○川島国内防疫調整官 御指摘のとおり、BSEにつきましては、通常の口蹄疫ですとか豚コレラと違いまして、家畜から家畜へ接触感染するという病気ではございませんで、異常プリンを飼料として摂取することによって感染が成立する。そういう意味で、私どもも日本語では伝達性海綿状脳症とやっております。

伝染病として一くくりで御説明申し上げますのは、家畜伝染病予防法でこのBSEについても指定されて清浄化に取り組むべき病気という分類がなされておりますので、そういう意味で、伝染病として御紹介申し上げました。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

チーズについては、中山委員、何かございますか。もしなければ……。余り強制はいたしませんけれども。

○中山委員 昨年この会でも生乳の需給が話題になって、冒頭、志田課長から御説明のあったように、輸入チーズの国産化というテーマで私も御指名あって、いろいろありました。

私にとっては、大変なお荷物を背負わされたと思いましたが、きょう御案内のとおり、20万トン工場をつくることをしました。20万トン工場というと、ざあっと計算して、でかいローリーが1日に5、60台入って処理するような大きな工場であります。明治乳業の今の実力からすると、10万トン程度だと思います。したがって、単なるプロセス用原料の輸入が減って、国産がそれに代替するというだけでは多少能のない話でありまして、神田委員からも、増田委員からも、いろんな方からも御意見をいただいているんですが、新しい市場を創造するようなチーズをつくるべく研究させておるところです。

ただいま現在の需給状況からすれば、本当に2年後というのが待ち遠しいことかと思いますが、それができるように努力いたしますので、よろしく願います。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

増田委員、どうぞ。

○増田委員 さっき駄牛がいけないって言ったんじゃないで、ちょっと修正していただきたい。駄牛とか婆牛とかいう、ある種の業界言葉があるということ、ある時期、私も知ってしまったんです。これね、わかりやすいですから別にいいんですけども、私が言いたかったのは、乳肉連携と申しましたのは、淘汰しないでもいいから、交雑種の肉牛をこの機会に生産する方に連携できないのかどうか。私などは乳用種が市場に少ないというのは実感していますし、恐らくここでもそういうことをお思いの委員いらっしゃると思います。

ですから、交雑をつくれれば後継牛はもう要らないんですから、交雑をつくれればいいのではないかという、少し乱暴かもしれないけれども、提案をおくみ取りいただけないかと思っただけでございます。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

今の点も含めまして、後ほど、もしあれば御回答いただくということで、委員の皆様からの御発言をいただきたいと思います。

中山委員、その後、富士委員。

○中山委員 きょうの牛乳製品のところでは、需給問題の解決というのは一番大きなテーマだと思います。私なりに考えて、短期的には、今議論されているように、生産を抑制するしかないんだと思いますね。非常に残念なことだと思います。また、すべて経済活動というのはそうだと思いますが、マイナス成長の中に発展はないですから、一時的な意味での生産抑制しかないと思います。

需要を創造していくということで、そのほかに何が考えられるんだと。短期的には、J-MILK が 3-A-Day 運動という運動をやっていますけれども、運動を支える消費拡大の活動は、今までいろいろやっても効果が余り上がってないのは、ただ牛乳を飲もうだけじゃダメなんですね。きょうは本田会長がお見えになるのかと思いましたが、J-MILK で、なぜ牛乳が伸びないのかという要因分析の調査をした。

消費者の健康志向というのは非常に強いんだけど、消費者から牛乳という言葉が出てこないんです。これからの消費活動は、ちゃんとした科学的なエビデンスを背景にした、どこに焦点を絞った消費活動にならなければいけない。その辺は短期的に効果あると思います。

それから、中長期の中という 5 年ぐらいのレンジで考えたときに、ひとつ当局の御見解も伺いたいですけれども、表示の問題です。商品の表示は消費者に対する情報であるんですが、きょうの表の中にも他飲料との競合と書いてありますが、例えば朝のテーブル—一昼のテーブルでもいいです—、とにかくテーブルに置かれておるものの表示の規制がどうなっているか。規制というのはおかしいですね。景表法に基づいて、かつ公正取引協議会というのがあって、自主公正競争規約で表示の問題を自主的に全部決めていますね。もちろん、うそを書いてはいけないというのはあるけれども、優良誤認というところで、かなり自主的に……。建前は公正な競争をやるためにということになっていますが、いろんな細かい規定があります。

でも、私が見る限り、そういうテーブルに乗っている、ここに述べられている商品の自主公正競争規約と、牛乳製品類の公正競争規約では、かなり厳しさが違う。例えば一例だけ挙げます。牛乳以外に牛乳という言葉を使ってはならないと書いてあるんです。だから、今世の中にコーヒー牛乳というのはありません。大衆の大方の消費者のコンセンサスから言えば、コーヒー牛乳といって、それが何で偽物だと、優良誤認するんだという認識はないんだと思います。一例を挙げれば、そういうことがあります。

ですから、この問題についての当局の見解をいただければありがたいし、あるいは、こ

ここで述べられている、これと競合品の公正競争規約との、最近はやりのハーモニゼーションというんですかね、感度調整というか、消費者から見ての差というのは、やれば中長期的には消費につながると思います。というのは、うちの会社のマーケッターにいても、牛乳公正取引競争規約の中身に、商品開発、マーケティングに制限があると言っております。

それから、長期的な問題です。長期的には、乳業、酪農産業を支えるアカデミックな世界の研究活動が必要だと思います。きょうも学校の先生がいらっしゃるので聞いてみたいところなんですけど、いつのころか、国立大学の農学部の畜産学だとか農芸化学の学名が変わっちゃって、何やっているかわからないんですね。我が社に入ってくる学生も、牛乳を知らない学生ばかりです。技術屋を2、30人採りますけれども、「お前、何をやってきた」と言ったら、牛乳を知らないですね。それで、バイオだとか遺伝子だとかって、いわゆる実学とつながってないんです。

外国はどうだといって、一つ参考だけしてもらいたいんですが、出てくる前に調べてきたんです。世界の学会誌で、たくさんあるんですけども、学者の先生に教えてもらえばいいんですけども、インパクト・ファクター、世の中だとか産業にどれだけ雑誌の研究がインパクトを持っているかという数値だと思いますが、例えばデイリーのところだけ切ると、ジャーナル・オブ・デイリー・サイエンスなんていうのは圧倒的に多くて、そのインパクト・ファクターは2.なんぼなんです。アメリカ、オランダだとかは2だとか1なんですけれども、日本のやつはバイオケミストリー、農業学会誌ですね、これは0.95なんです。ほとんどインパクトがない。畜産学会誌、大体リストに載らないんです。それから、ミルクサイエンスもリストに載らない。

それから、栄養学のところから見ますと、研究誌の数が世界に多いですね。それでも、インパクトが一番多いのがアニュアル・レビュー・ニュートリションというんだと思いますが、11.幾つというインパクト・ファクターですね。この中で、ずうっといくと、日本のやつを見ますと、一番後ろの方に出てくるんです。ジャーナル・フード何とかジャパンが出てくるんですが、0.37とかですね。もう一つ出てくるものも0.18とかですね。

全部とは言いませんが、日本の国立大学の農学部とか、あらゆるところの乳業を支える、基盤を支えるアカデミックな世界の実学がなくなっている。こういう需給が4年たっても解決しないときにこそ、そこはもう一度見直されるべきじゃないかと思います。恐らく、こういうことを言うのは文科省が一番いいんでしょうから、言ってもしょうがないだろう

と思います。

私の恩師に石塚という先生がいらっしゃいまして、学士院会員で、享年 98 歳で亡くなりました。先生が書かれた本の中で、それは昭和 4 年ごろの話のようですけれども、北海道の米のことで、北海道に三、四年ごとに冷夏が来ると、米ができないというときに、石塚先生のところに、国から予算をつけて、寒冷地でも育つ稲をつくれということと言われてやったとかね。あるいは北海道のハッカが当時は世界の 6 割を占めていたと、世界のハッカの値段は北海道のハッカ生産の値段で決っていた。そこにドイツが合成のハッカをつくっちゃった。そのときにも農林省から石塚先生のところに、それに負けない農業生産はないのかとって御下問が下ってやったという話が……。それで 50%、生産性上げたという話を書いてありました。

こういう問題のときには、国策に沿った研究、そして、それと産業が一体となってやらないと、この問題は絶対解決しないですね。日本が外に売るといふわけにはいかないでしょう。外に売れば、外から買わされるんですから。これは明らかです。国内での本当の需要を創造しない限り、この問題は解決しないんだと思います。

それは民間の仕事だと言われれば、イコール明治乳業と森永乳業の仕事かとなるんですよ。そうじゃなくて、それもやりますけれども、こういう時代になったら、基本的に需要の創造について、アカデミックな世界で、実学としての研究をやらせるようなことをお願いしたいんです。

以上です。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

富士委員、どうぞ。

○富士委員 私の方から 4 点ほど質問やら意見を話させていただきたいと思います。

1 点目は酪農の需給動向で、一つは脱粉の消費拡大ということで、一部の栄養士さんなんか骨粗しょう症にいいということで、牛乳を飲むというのもいいんですけれども、乳脂肪もないスキムミルクをいろんな料理とかに入れて毎日少しずつ与えて、60 代でも 70 代でも骨密度が上昇するとか、そういうデータを一部調べているというお話も聞くんですが、そういう意味で、高齢者とか、介護とか、骨の密度を上昇させる必要がある人方にターゲットを絞って脱粉の消費拡大を乳業メーカーと一緒にやって支援していくとか、そういう調査データがもっと広がりを持つようなものが必要だということであれば、そういう支援をしてあげるとか、その辺の脱粉の消費拡大に向けて、メーカーと一緒にやった対策

がないのかなというのが1点です。

2点目は質問になるんですけども、経営安定対策の説明のところ、加工原料乳の経営安定対策が抜け落ちていたような気がするんです。いわゆる加工原料乳のナラシですね。これも16年、実績があると思うので、その辺の現状がどうなっているのかとか、17年度の補てんの発動の可能性とか、その辺をお聞かせいただきたい。

というのは、これからのWTO交渉がどうなるかわかりませんが、加工原料乳の経営安定対策というのも非常に大事だし、対象者をどうするかといったときは、補給金と連動してなるのか、別な扱いになるのか、その辺もお聞きしたい。それが2点目です。

3点目は、肉用牛の生産基盤という観点から、いわゆる酪農のヌレ子じゃなくて雌雄産み分けですね。雄、雌、産み分けの技術を確認さえすれば、ホルの雄を産む必要はないわけです。全部和牛でいいわけ。そういう意味で、日本からヌレ子がなくなるわけ。そういう意味では、雌雄産み分けの生産技術は前から言われているので、その辺の技術が確立されているのかどうかですね。確立されているんだけど、コストが高くて普及できないのか。その辺の現状なり、今後の雌雄産み分けの推進というんですか、その辺についてお聞きしたい。

4点目が飼料の問題です。粗飼料自給率100%ということ、27年目標に掲げたということは、我々生産者団体としても物すごく評価しているし、責任をもって取り組んでいかなければならないということなんですけど、非常にいい取り組みがいっぱいあって、この資料にも出ていますけれども、ただ稲わらは100%というのは何となくわかるんですけど、ホールクロップサイレージはどうか、放牧はどうかということ、具体的な数値目標は関係者を縛るということではなかなか出せないというのはあるんだと思うんですが、でも、粗飼料自給率100%に向けて実現に取り組むといったときには、それぞれの稲わら、ホールクロップサイレージ、放牧、それから食品残渣とか、それぞれ具体的な数値目標をもって関係団体へ取り組んでいくということが大事なんじゃないかなと思います。これは意見です。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

もうお一人ぐらいどうでしょうか。

今委員、どうぞ。

○今委員 酪農生産者として、今一番心配事というか、最大の関心事は生産抑制ですね。生産抑制という言葉聞くたびに胸が痛むんですが、酪農の場合は、家畜排せつ物の法律

ができて、そういうものでも設備投資もかなりしていますので、そういうところから生産抑制という言葉が出てくると非常に厳しいなと思うんですね。

できるだけ粗飼料も自分でつくってということで、飼料自給率を上げる一翼を担うためにも、どんどん空いている農地なども借りて、それは自分たちで出している堆肥の利用にもつながることですので頑張っているわけですがけれども、その反面、草なんかつくらない方が楽でいいよという生産者がいることも事実なんですね。

ですから、片方では一生懸命つくって生産を伸ばしていこうという努力をしている人と、つくらない方が機械も持たなくていいし、楽でいいよという人がいて、例えばコントラクターの事業などもかなり固まってきて前に進んでいる感じがするんですね。ですが、地域でそういう話をしたときに、粗飼料をつくらない人はそれに乗らないという現実があるということなんですね。

そういう点でも、生産者自身の、酪農家自身の意識がきちんと高まるような取り組みがあったらいいなと思っています。そういう点からも、参考資料にもありますように、自給飼料を生産する面積も減っていますし、収穫率も減ってきているわけですよ。そういう点で、何らかの形でもっともっと力を入れていかなければいけないのではないかなと思っています。

それと、これはお願いなんですけど、牛乳とか酪農とかを語る会議の場には牛乳が目の前にあったらいいかなって、ここ何回かずっと感じているんです。特に生産抑制という言葉が出て、どう飲んでもらえるようにしていこうかという努力をしているときには、目に見える形で、一番小さな目に見える形かなと思うんですけど、ちょっとお願いできたらいいかなと思います。

それと、生産者もそういう面では消費者との交流を通していろいろと飲んでいただける努力をしているわけですね。中央酪農会議なんかでも、牛乳に相談だという大々的な宣伝をしまして、私たち生産者も消費者側もどんどん受け入れて、そういうことに努力をしているわけですが、酪農、畜産農家にとって安全・安心の食料生産という現場での課せられた課題というものが大変多いですので、それに向かって私たちも今度、5月からポジティブリスト制ですか、そういうものが取り入れられるということで、暫定版ではありますけれども、チェックノートですね、1月から3月までの抗生物質を使ったとか、そういうものを全部書き込むノートが一冊ずつ配付されたんですね。

それこそ農薬からえさから全部書くようになっているんですけど、100%埋まらないまで

も頑張っつけようねというところで生産者側としてはいろんな面で努力をしていますので、そういうところもくみ取っていただいて、できるだけたくさん飲んでいただけるような努力を農水の方でもしていただきたいと思います。

以上です。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

幾つか御質問あるいはコメント等があったかと思いますが、このあたりで一度、事務局からお話をいただきたいと思いますが、牛乳乳製品以外の公正競争規約ということになりますと、恐らく畜産部だけではカバーし切れない総合食料局の表示規格課あたりの話もあるかと思いますが、畜産部でお答えいただける範囲でお答えいただいて、もし追加的に何か情報の提供ということがあれば、後日でもいただければと思います。

それでは、お願いいたします。

○姫田畜産振興課長 まず酪肉複合ということでございます。増田委員からお話あった、私どももそういう取り組みということで、乳牛の駄牛ですけれども、おなかを借りて、そこでF1だけじゃなくて、和牛の受精卵を入れて、そこで子供が雄だったら肥育して食べてしまいますし、雌だったら繁殖牛集団としてやっていこうというようなことをやっていこうじゃないかということで進めております。現実には、熊本ではそういうことをやって6000頭ぐらいの雌牛の繁殖集団が全くの酪農地帯に、菊池の酪農地帯にできているというような状況もございます。こういう取り組みを助長して進めていきたいと考えております。

それから、私の直接の仕事ではないですけれども、武見委員がいらっしゃるので、後で補足していただければいいかと思いますが、食肉の中で、いわゆる食事バランスガイドというのを武見委員中心になってつくっていただいたところでございます。その中で、お米などをしっかりと食べようということ、そして普通の野菜なんかもしっかりと食べようという中で、その中で果実と牛乳乳製品だけは伸ばしましょうということでバランスガイドの中に書いていただいたと思っております。それぞれの牛乳の効果ということがあると思っておりますので、ここは後で武見委員に補足していただければありがたいと思っております。

それから、農学部の学生がということございました。一つは、インパクト・ファクターについては、英語でどれだけの論文が出るかということでございます。現実には、同じ畜産でも繁殖学会なんかはかなりインパクト・ファクターは高くて1を超えていると思うので

す。畜産学会より繁殖学会の方が高いというのは、繁殖学会なんかが、海外との交流、英語での論文をしっかりと書いてきたということがございます。これは私どもというよりは研究者の皆さん方がしっかりと英語で論文を書けるようになっていただかないといけないと思っております。そういう意味では、海外へどうきちっとやれるかということだと思えます。

実学ということで、例えば先ほどの食品残渣の利活用については、宮崎大学の先生が中心になってやっていただいて、それを我々が応援させていただいているという状況でございます。こういう意味で、いろんな分野で我々一緒になって協力していくつもりもございますし、やれると思っております。

それから、雌雄判別でございます。受精卵を判別する技術はある程度できておりますけれども、具体的に高いとかいう面があります。それから、今の世の中で期待されているのは精液を雌雄判別できないかということだと思っております。アメリカの企業が持っているパテントがあって、そのパテントの問題があるのでなかなか使えないということと、実際は分けるのに物すごい時間とコストがかかるということで、それだと今の雄、雌つくった方がコスト的にはまだ有利ということで、むしろ私ども、これから新規ですけれども、これを我が国、日の丸技術でコストを安く実用化できるような技術をできないかということで、模索し始めているというところでございます。ちょっとおくれればせながらということでございますが、そういう状況でございます。

それから、粗飼料自給率についてということで、数値目標というか、これは富士委員も入っていただいている増産戦略会議の中で御議論して、積極的なお話いただいたわけでございますので、そういう方向で一緒になって御議論いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、消費者へのということでございます。消費者へのアピールということで、一つは例えば自給飼料を100%食べた牛乳よというようなことも、これから考えていくべきだろうと思っております。それから、今委員も一緒になって活動していただいておりますけれども、酪農教育ファームのような消費者の方々へしっかりと酪農はどういうふうに生産しているかというようなことをPRしてやっていきたいと思っております。

これは農林水産省ではなくて、内閣府の食育推進会議では、酪農教育ファームをやっておられる亀田専門員が専門員に入っておられるということもございますので、積極的に消費者の方々へ酪農のよさというものをPRしていくということも大事なものだと考えてお

る次第でございます。

○生源寺部会長 牛乳乳製品課長、お願いします。

○志田牛乳乳製品課長 中山委員から、短期的、中期的、長期的ということで、非常に幅広い観点から御意見を賜ったところでございます。

まず短期的な牛乳の消費拡大について、焦点を絞ったやり方が必要ではないかというのは、そのとおりでらうと思います。この点につきましては、従前より J-MILK の中でいろいろ消費拡大についての検討もしておりますので、そういう中で……。特に従前ですと、牛乳といいますと、どうしても全栄養食品であるとか、カルシウムが豊富だといった点に限定されて、そこから先の、さらにどういう機能があるのかといった掘り下げまでなかなか行っていなかった面があるかと思っておりますので、その点について今後、従前からある場で掘り下げるように提案していきたいと思っております。

それから、中期的な課題としての表示の問題でございます。これについても、消費拡大についていろいろ御議論する場がございます。最近のように、これだけいろいろな商品が次から次へ出てくる中で、果たしてコーヒー牛乳という名前、牛乳という名前がつかないから売れないのかどうなのかという点も、私、現時点では判断するだけの知見を持ち合わせておりませんが、そういう場で議論、検証してもらうように提案をさせていただきたいと思うところがございます。

長期的な実学の課題、これは研究分野の問題ともかかわりますので、私の方から今すぐどうこうしたいというお答えできませんけれども、御発言の趣旨は私も同じように思いますので、心にとめて何らかの機会に発言できるようにしていきたいと思っております。

それから、富士委員から御質問ございました脱脂粉乳の料理添加についての話でございます。私が承知しているところでは、今年度も群馬県で栄養士が自主的にこういう取り組みをされておって、関東生乳販連の方で多少の助成もしてやっておるということでございます。

ちょっと聞いている限りでは、それほど費用が膨大になるわけでもないもので、それぞれの地域での取り組みで対応が可能な面があるかもしれません。また、こういうちょっとした試験研究的なものに対してお手伝いするという仕組みも、既存の消費拡大事業の中でも対応可能ではないかと思っておりますので、そういう具体的な事例があれば、できる限りの応援をしていきたいと思っております。

2点目、同じく富士委員から御質問がございました経営安定対策のうちのナラシでござ

います。先ほど御説明いたしました脱脂粉乳の輸入調製品との置きかえ対策の中で、かなり安い価格で生産者が生乳を供給されたということでございます。それについて、16年度分について今年度初めて発動があったわけですが、総額約26億円の発動をしたところでおります。今年度も同様に発動の見込みでございます。

それから、ナラシについて対象の見直しをするのかという御質問があったかと思えます。加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の中で、いわゆるゲタ補給金の対象となるためには、ナラシの契約をしなければいけないと明確に規定されておりますので、補給金制度と全く同じ扱いということになるかと思えます。

それから、今委員がおっしゃった、こういう会議の場で牛乳を出してほしいということにつきましては、牛乳乳製品課長としては全面的に賛成でございます。

以上でございます。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

中山委員、どうぞ。

○中山委員 課長のお答えで公正取引規約の話ですが、私は牛乳と書いたら売れるとは言っていないんです。例えば、ここにお茶があります。恐らく、これを牛乳に変えたら、みんな×になっちゃうんですね。例えば「濃くがある」と書いてあるでしょう。牛乳公正競争規約から見たら、濃くなると勝手に書くなと、成分が何パーセント以上なければ濃くと書いてはならないとかね、純粋だとか新鮮だとか一切使ってはならないとかね、書いてあるんですよ。

だから、他の競争商品と、片一方はフリーハンドで書ける世界と、こちらはがんじがらめの世界なので、それを見比べてやっていただけませんか、こういうことを言っているんです。よろしくをお願いします。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

今の点、先ほど総合食料局と言ったかもしれませんが、どちらかというと、消費・安全局で、座席表を見ますと、おられるんですけども、もし何かあればあれですが……。これは多少込み入った話だと思いますので、後日でもお願いできればというふうに思います。

富士委員、よろしいですか。

それでは、近藤委員、それから萬野委員、それから堀江委員の順番でお願いします。

武見委員は、コメントということのお求めに対するあれですね。それでは、武見委員からお願いいたします。

○武見委員 今出ました、どう食べていくかということについて、食事バランスガイドというものを出したのは御存じの方も多と思います。

その中では、基本的に食事バランスガイドというのは何か一つの食品とか、一つの品目を薦めるということではなくて、全体をどう食べるかということで、バランスのよい食事をどうするかということで、今回の中では主食、主菜、副菜と、いわゆる三つのお皿みたいなものにプラス、果物と牛乳乳製品というのは別立てにして、どれだけ食べるかということを示してきているわけです。

その中で、この畜産部会と関連のある例えば牛乳乳製品で言えば、成人の場合だったら1日に二つということで、それが牛乳一本というぐらいの量なので、ここにいらっしゃる多くの委員の方は、何でそんなに少ないんだという御意見も出るのかもしれませんが、結局、全体のいろんなものを食べていく中で、最低どのぐらいとらなければいけないかということを考えてときに、いろいろな側面からの検討で、そういうものが出てきたということになると思います。

とはいえ、現実には、その二つの量を国民がとっているかと言えば、済みません、私がよく見るデータは、実際の摂取量を調べる厚生労働省の国民健康栄養調査のデータでいえば、恐らく110とかそんなものだと思います。

ということで、実際には、まだまだ平均的には足りてない状況があって、どの世代が足りてないのかと、さっき戦略的にどこがとってないのかということでは、学校給食が終わった後の10代後半から20代、30代ずっと足りないわけですね。健康に関心の出てくる高齢期に入ると、また召し上がっていらっしゃるというのがあるんですが、さっきの骨粗しょう症との関係でいえば、はっきり言って、60代、70代になってからとられても余り効果はなく、やはりとっていただきたいのは10代から20代、30代あたりで、特に女性の方なんかは閉経前にとらなければ、そういう意味での効果というのものもないというのがわかってきているにもかかわらず、とれてない世代がいるということでは、消費拡大ということについては、私たちも健康のためということを考えても、消費拡大ということを経済学や栄養学の立場からもやっていかなければいけないということはあると思います。

そのときに、先ほどの議論などを聞いていても気になるのは、例えば牛乳をとって、スキムもそうですけれども、カルシウムをとって、カルシウムをとればよくなるかって、どどん一つの成分を掘り下げる研究が進めば、極端に言うと、食品じゃなくてサプリメントの世界に入っていきわけですね。

そうじゃなくて、食品として人間がとったときにどういうふうに関に立つのかという意味で、本当にこういう牛乳とか肉とかも……。もちろん高齢者の低栄養の問題などを考えれば、たんぱく質源としての肉も重要な部分があるわけで、そういうものをやるのは、実は人の栄養学というか、人での研究を進めるための、まさにそういう研究費が必要で、それには恐らく膨大な費用とか時間もかかるものになると思うんですけども、まさにそういうこともあわせて、こういうところで研究の方向としては御検討いただきたいなと思いました。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

近藤委員、どうぞ。

○近藤委員 皆さんの御苦勞、農家の方々の御苦勞を聞くたびに、消費者と畜産農家の距離をもっと短くしていかなければ、最終的に、この議論にしても、価格の動向を決めるということになれば、いわゆる税金がどうなるかという話にもつながってくるわけですから、消費者が納得して、こういうところにお金をかけていかなければ食の安全も、国家自給自足のことも解決していかないんだよということを本当にすっきりと納得していくような道筋をつけることも必要だと思うんですね。

例えば畜産農家のことを考えると、かわいらしい牛やヤギがいるのはいいんですけども、本当は一番大変なのは排せつ物の問題で、そのところは、子供たちが見ても、どれだけ農家の方が苦勞しているかということを実態として余り感じない。一方はくさい、汚い、だから環境問題云々ということで、簡易適用の12%、不適合の0.1%、この人たちが将来、どうなるのかなという問題もきちんと考えてあげなければいけない。

それから、食物残渣の利用でも、安全なものを使って、これだけ努力しているんだという話、それから、牛乳が余って本当に困っているということやどこまで国民が生身に感じているとか、それから、さっき神田さんとも話していたんですけども、国産チーズだって非常においしいものがあるんですけども、それが表に出てきていないから、その努力が報われないとか、そういう問題について、もっともっと畜産の現場と消費者の家庭と、さっき国産牛の話も出ましたけれども、店舗にあるよといっても、トレーサビリティのバーコードを店舗でカチャッとやっていたら、お店の人から追いかけるし、かといって、鉛筆とメモ帳を持って店頭でバーコードを記載するわけでもないの、その辺の問題についても非常にわかりにくいことがたくさんある。

その中で、これだけいろいろな問題を国が抱えていて、農家が抱えていて、だから、消

費者の一人一人にもっとわかってもらおうねという努力がもっともとなされないと、また税金を使うのかという話になってしまうと思いますので、その辺の努力を消費者側も一生懸命いたしますけれども、畜産側、農家の方と消費者とを結ぶ役割というものをもっとも行政に担っていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

萬野委員、どうぞ。

○萬野委員 肉牛生産者の立場から酪農の件なんですけれども、我々から見ましたら、去年の夏ぐらいまでは乳用のはらみがすごく高いマーケットで、酪農家の方も今まで、2産、3産でやめていた人が、4～5産まで伸ばさないと確保できないというふうな状況が一転、こういうふうに乳量が余って淘汰というふうな状況になって、我々から見ると、かなり違和感があります。

その辺は、今の需給バランス、また生産予想等の情報が生産現場に伝わっていないんじゃないかなと。その辺で皆さんが判断ミスなり過剰反応しているというふうな状況が、我々肉牛生産者から見ると、そういうふうに見えるんですよ。

そこで、中長期的に、どういうふうに生産調整されるのか、また需要を喚起されて需給を、いかにコントロールするかというふうなプログラムを現場にかなり明確に発信してあげる必要があるんじゃないかな。そういったことから言っても、先ほど増田委員から話がありました乳肉複合の話じゃないですけれども、交雑種の生産をしたらいいんじゃないかなと。もう既に、それが始まっているんですよ。去年の秋から酪農家が和牛の種を使うケースがかなり増加しています。

我々肉牛生産者から見ると、将来、恐いんですよ。また、同じようにF1生産、交雑種生産しすぎて、酪農用の雌が不足して、今度は不足の状況になっちゃう。F1は今度、過剰になる。中期的に見ると、我々肉牛生産者にすると、子牛の供給が減退するんじゃないかなというふうな、そういった不安が我々としてはありますので、その辺は酪農家にもっとマイルドな対応をしてほしいというふうなことから言うと、情報不足じゃないかなと。ですから、はっきり言って、もう既に過剰反応していますので、我々としては、中長期的には恐い状況であると思いますので、その辺のお願いが一つあります。

今現在、アメリカのBSE以降、トレーサビリティ法の完全施行で国産牛が異常な高値になっております。特に和牛の肉牛価格もそうですし、子牛価格も異常な高値で推移しております。そういった今まで予想もしていなかったような状況下において、今後、我々と

して不安なのは、子牛の生産者補給金制度が中長期的に機能するのだろうか。価格はずっと据え置きで、まだ発動もされてないんですが、生産費を考えますと今後、和牛生産者を中心に子牛の生産コストがどんどん上がってくるということが予想されますので、その辺の価格見直しを考えられているのかどうかということも、将来的に考えて、ちょっと不安要素であると考えています。

もう一つは堆肥の問題なんですが、堆肥処理に関してはかなりの補助金も出していただいて、堆肥設備が日本じゅうにかなりの量が整備されたということになっているんです。ということは、堆肥生産施設がすごく増加した。供給量がふえるという状況において、今現在、この処理をどうするかということで、先ほど御説明もありましたように、日本の国土を最大限使ったらバランスするという計算になるんじゃないかと思いますが、耕作面積を有効利用している面積がまだまだ不足していますので、それを使用する面積が不足していますので、現状、大きな問題としては、農家とすれば、それを処理しなければいけないという意味からいって、過剰に持っているところとか、関係している耕作地に過剰にまいているというふうなことで、窒素の還元が過多になっているというふうな大きな問題が発生しております。

増田委員が最初におっしゃったように、本当に窒素を含んだ堆肥をアメリカに戻したいというぐらいの気持ちもあるんですが、現状それは無理だと思うんです。そういった窒素をいかに処理するかということも、早急に科学的また技術的なサポートが農家には必要なんじゃないかな。過剰な窒素によって草の質が問題になったり、いろんな意味で酪農の生産性に影響を及ぼしたり、肉牛の繁殖に影響を及ぼすということが危惧されますので、その辺の対応も早急に検討をお願いしたい。

以上です。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

堀江委員、どうぞ。

○堀江委員 私は千葉県で、私の農場は成田空港のすぐ近辺なんですけれども、養豚の生産をしております。現状、皆さん方の牛乳とか牛肉の話でございましたけれども、豚肉はインフルエンザとか、こういうおかげでいだろうという話が一般でございますけれども、そうじゃなくて、生産者も、この機会を逃したら消費拡大につながらないんじゃないかということで、全国の組織も生産組織も立ち上げているところでございますけれども、千葉県などは率先してチェックオフ制度、生産者がみずからお金を出して、そのお金で消費活

動を行っています。もう6年になります。

それで大きなイベントを……。うちの方ではロッテマリノズの球場で消費拡大ですし、そのときアンケートをいただきながら、これから、どういう豚肉を消費者の方々に提供していったらいいんだという調査もしております。これは本当に生産者だけのお金でやっているわけです。

これに行政も立ち上がってくれた地区がございまして、私たちの地区なんですけれども、毎年1回、畜産フォーラムをやっています、その地区の畜産物をみんなに紹介しようということで。ただ、できたものを紹介するだけじゃなくて、各酪農さん、あるいは肉牛をやっている人、養豚、養鶏の農場へ消費者を招いて、実際に現状を見てもらう。これはことで5年目になります。

そういう中で農場を見てもらった方々に、そういうフォーラムの中で、このフォーラムは空港近辺のホテルにも御協力いただきながらやるんですけれども、その中で畜産の現場ってこうなんだよということが消費者の方々に話してもらえる、これが私たち生産者が、これから取り組んでいって、国産の豚肉を消費者の方々に多く食べてもらうというのが、一つの戦略と言ったらおかしいんですけれども、それが一番大事じゃないかなと思っております。

豚肉もさまざまございまして、その中で、特別私ども取り組んでいますのは、一つの銘柄豚を50の農場でつくろうということでございまして。そこで銘柄豚づくりもしております。母豚には、できれば千葉県がつくった系統豚、これはおいしいお肉をつくるための素豚です。それを素豚にしながら取り組んでいこうという。これは2年目です。ちょっと量が少ないんですけれども、国の事業とか県の事業を含めまして、豚肉のトレーサビリティシステムは完全にでき上がりました。何箇所かのスーパーでは、牛肉と同じように、タッチパネルで生産者から、生産・流通が全部わかるような方式も取り組んでおります。

ただ、トレーサビリティシステムに取り組むに当たっては、このシステムを動かすだけで1頭40円かかるんですね。肉豚1頭40円のお金がかかるんです。生産者が全部負担しているわけです。この協議会を全部運営していくには、母豚1頭100円ぐらいかかるんです。この中でいろいろ収益が出ているような状態になっていますけれども、関東近県は相場的にもめぐまれております。北海道とか九州とか、関東から離れたところの人たちは、価格的にはもっと安い価格で取引がされているわけですので、関東近県でもこれだけのことをやっていくというのは大変なことなので、トレーサビリティシステム、安全・安心を

消費者の方にお届けするには、どこかで何かがないと、生産者の方がとてもやっていけないという状況に追い込まれるんじゃないかと思います。この 50 の農場は余り大型化の農場じゃないです。もちろん家畜排せつ物の処理等は完全にできています。その中でやっていますので、生産者の負担が非常に大きいということが一つあります。

それと、消費者の方々からは非常に喜ばれまして、せんだってうちの千葉県にある消費者団体の方々においでいただきました、生産者はこういうことを取り組んでいるんだよということで。外国産が半分輸入されているわけですね。この状況でいったのでは、私たち養豚問題会議の中でも、5年後には70%にしようよという話が出ているわけです。ただ、輸入量が多い中では、それは非常に難しい。これが価格低迷につながる一つの原因になってくるんじゃないかと思っております。

そういうことで、生産者、行政、流通、と場とが一つになりまして、関東全県にも広げようという話をしているんですけども、養豚振興プロジェクトを立ち上げまして、どこで私たちの生産コストを下げていくか、そういう問題も取り組んでおります。海外から比べれば、日本の養豚の中の処理するところ、と場とか、それにかかわる生産コストが非常に高いわけです。そういう面でも、多少なりとも生産コストを下げていこうという取り組みも、この事業も3年ぐらいで、全部生産者のお金の中でやっております。

それと、堆肥の問題でございます。この問題は大型養豚場になればなるほど深刻な問題だと思っております。処理はしても、なかなか堆肥が出ていかない。ただ、堆肥の使いやすさとか、成分のはっきりしているものとか、そういうものによって堆肥を使ってくれる、くれないというのは差別が出てきているんです。

ですから、堆肥をちゃんどつくっている養豚家あるいは畜産農家の堆肥は間に合わないんです。耕畜農家がみんな使ってくれるという状況なんですよね。ですから、いかに堆肥を耕作農家の方々が使ってくれるかという問題、これは非常に大事なことではないかと思っております。

それと、長くなりますけれども、食品残渣の問題が出ました。千葉県でも幾つかのモデル農場もございますけれども、私も畜産協会の中で、これを立ち上げております。県のバイオマス事業化と一緒に触れてまして、何社かのメーカーが、えさづくりをしてくれるという話で動いております。100%輸入飼料に頼っている養豚でございますので、さらに自分たちの食べ残しといったらおかしいけど、残渣からえさをつくっていく。それから堆肥にしたっていいんじゃないかという話をしているわけでございます。

先ほど話が出て、残渣がどの程度ちゃんとして分別されてくるのか、それから、輸送中に痛んでしまうという可能性あります。そういうことも、残渣を集めて、えさをつくる会社には、先ほどお話ありましたように、保冷車で運送してもらおう。途中で腐敗しないような方法で、えさをつくってもらおうということも、要求の中には取り入れています。

そういうことで、食品残渣については私も魅力がありまして、もう五、六年前から……。五、六年じゃきかないかな、もっと前からいろいろ取り組んで、多少なりとも大手食品メーカーの残渣、大手食品メーカーも乾燥して、本当にドライになった状態に出している工場もありますので、そういうところと組んで、県の農業大学で食肉試験の方もやらせてもっているわけですので、これから畜産が、特に牛の方ではBSEの問題があると思いますけれども、養豚農家、養鶏農家は、これに取り組んでいかないと国際競争に負けていくんじゃないかなと私は思っております。

そういう点で、これから国の施策の中でそういうこともしっかりと入れていっていききたい。食品残渣の処理の問題については、いろんな問題、すごいお金がかかりますので、そういう面についても、ぜひともよろしくお願ひしたい。よろしくお願ひ申し上げたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

福田委員。

そのほかございますでしょうか。では、その次に伊藤委員ということでお願ひいたします。

○福田委員 今までの議論に重複しない形で二、三、質問なり意見を述べたいと思います。

一つは和子牛価格。肉牛もそうなんですけれども、特に和子牛価格は、ここ何年か、価格の趨勢的な高騰が続いているわけです。もちろん需給事情が反映していると思うんですけども、若干肥育なり養豚と違うところは、供給構造といいましょうか、生産構造のところはかなり零細で高齢の農家が多いと思うんですけども、ここ数年で、この供給基盤が少し脆弱化しているということがないのかどうかということですね。

つまり、分解は一定程度ついているんですけども、それを補うような大規模層なりの排出がうまくカバーできているのかどうかという、若干そこのところが気になったというところがありますので、もし何か数字等をお持ちでしたら、お教えいただきたいということとであります。

もう一点は、今委員が自給飼料生産のところ、その意識の低いといいましょうか、農

地を持っていてもえさをつくらないとか、そういった形、あるいは別の利用をしているというところもあるのかもしれませんが、自給飼料の 100%が政策目標ということであるならば、自分の家畜の飼養に見合うようなえさづくりをするというインセンティブを与えるような経営全体としての政策が要るのではないかと。そうでないと、残りの 24%といいたいまいしょうか、ここはえさをどう供給するかというのは経営内での話ですから考え方にもよると思うんですけども、そっちの方向に持っていくという強い施策が必要かなというふうに感じているところです。

もう一点、それにかかわってですけども、自給飼料生産の担い手としての外部化組織としてのコントラクターですね、これがかなりふえているという御指摘がありました。ただ、このコントラクターを見ていますと、いろんな形態が、県の公社という非常に大きな組織から、農家の任意組織までたくさんあるようですけれども、そもそも担い手の経営、酪農家なり経営体を支えていく組織ですから、その組織自体の永続性といいたいまいしょうか、安定性みたいなものは非常に大事だと思うんですね。

そこら辺のコントラクターの施策の対象とするといいたいまいしょうか、育てていくべきコントラクターといいたいまいしょうか、その仕分けといいたいまいしょうか、見定め方というのはそろそろ重要になってくるんじゃないかなという気がして見ておりました。これは意見でございます。

以上です。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 時間がないので簡単に申し上げます。ものづくりをするときに、マーケティングというものが非常に重要ではないかと思うんですね。この施策では、生産者の方々の基盤づくりを支援するということがメインになっていると思うんですが、マーケティングということで、先ほどの堀江委員の実際に行っていっしょのように、生産者の方たちが実際にマーケティングできるようなことに対して支援する施策というのができないかということが一つ。

それから、プロモーションということに関してですね。冒頭でいろいろなキャンペーンを農林水産省で行っているというお話もありましたが、これは大手広告代理店が新聞に広告をと出したらいいのか、テレビでコマーシャルやったらいいのかということで、プロモーションというものが、先ほど近藤委員がおっしゃったように、本当に消費者と生産者を

つなげるものに役立っているかどうかということに対しても、ただ予算を取るだけではなくて、生産者の立場の方、消費者の立場の方も踏まえて、成果ということをきちんと考えるものになっていかなければいけないのではないかなと思いました。

そこで、きょうの委員の方々のお話も伺いながら、今後こうしたマーケティングやプロモーションという視点での施策なども、消費拡大、国内の需要創造に向けて検討課題としてお考えいただければと思いました。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

そろそろ時間が来ておりますけれども、何かございますか。

堀江委員、どうぞ。

○堀江委員 今のマーケティングの話、大変ありがたいお話をいただきました。私も自分の肉で加工品をつくっているわけなんですね。生産者が消費者との対面で販売すると、すごい難しい面がございます。豚をつくるのはプロだけど、売るのは売る人のプロじゃなきゃしょうがないよという話なんです。私もいろいろなイベントとかそういうところで、平成8年から始めているわけですがけれども、その中でやっと消費者の方々から、「おたく、売るのが上手になったね」と言われるようになりました。

そういう中で、私ども産直センターも経営しているわけですがけれども、成田空港の第2ターミナルにも農産物コーナーを県がつくってくれまして、そういうこともやっています。ただ、生産者が売っていればいいだけでなく、そこに働いている店員の方々にも商品知識なり、また売り方なりを、農産物はこうなんですよという話をしながら売る、そういう本当のマーケットというか、消費者にわかってもらえるような売り方ができないと非常に難しい問題であります。

一例挙げますと、私は店員に必ず右手は隠して対応しなさいと。昔は、商売の人はもみ手で言いましたけれども、日本人は右利きなので、右手は隠して対応しなさいよと、右手というのはどうしても手が出る時は先に出ちゃいますので、必ず押さえて話すんだよということを、これはほかのマーケティングの会社の人から教わったことなんですけれども、そういうことまで指導しながら、自分たちでつくったものを消費者の方々にわかってもらって売るといことは大変難しい問題なので、ぜひともこれからそういう方面ではよろしくお願いしたいと思います。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでございましょうか。

寺内委員、どうぞ。

○寺内委員 時間もないので、最後に……。

私は食肉の流通の方にかかわっているものですが、BSE等が発生した以降、牛の生産頭数が大分減っているということで、減っていることに対して自給率の問題は、いろんな問題があるんですけれども、先ほど増田委員からも出ましたように、酪農と生産というものがジョイントした形でやっていただけるというふうな形で、ただ単に牛乳が余るから乳牛をつぶすんだということは考えていただけないかな。酪農自体で考えれば、確かに牛乳が余っているということになりますけれども、実際に日本の牛の生産がどうかということになりますと、乳牛を利用した生産というのは、これからも重要なファクターだと思っております。

私どもの会社では、家畜改良事業団に協力して、当社でつぶしている雌牛の卵巣を取ることによって、体外受精卵を生産しております。日本の体外受精卵の過半数がうちの会社で提供した卵で生産しているんですけれども、生産された体外受精卵、要するに、和牛の種をつけて販売するんですが、その販売について、前回にも話したと思うんですけれども、1番は受精卵を例えば乳牛なり、ほかのF1の雌、また和牛の雌につけるにしても、受胎率が大変低いということで、卵が1万5000円から2万円ぐらいするんですかね。すると、30%とか40%の受胎率になりますと、2万円のものでも5万円ぐらいになってしまう、つかなかった場合は。そうすると、生産者は、それだけのコスト高になってしまいますので、何とかそういう点で生産者のコストを下げる方法を考えていただきたい。

これから、食肉の流通の場合、自給率が上がりませんと、しょせん、みんなアメリカとかオーストラリアから輸入しなければならんということになりますと、消費者の皆さんが安心・安全ということを物すごく強調している時代に、現実にアメリカの牛がああいうふうな状況になったということでストップしておりますけれども、我々も供給する以上は皆さんに安心して買っていただける商品をつくるのが大事でございますので、今後とも生産については行政とも話し合って努力してもらいたい。

きょうは、もう時間もありませんので、生産についてだけ一言申し上げました。

○生源寺部会長 ありがとうございました。

そろそろ委員の皆様からの御議論については終了というふうにしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○生源寺部会長 それでは、役所からよろしく願いいたします。

○志田牛乳乳製品課長 最初に牛乳乳製品課長でございます。

萬野委員から、生乳需給状況が現場に的確に伝わっていないのではないかという大変厳しい御指摘があったところでございます。これについては、何か特別な方法があるというわけではないと思いますので、今後とも農業団体との意思疎通をよくして、少しでも早く現場に情報が伝わるように、日常の業務の中で努めていきたいと思っております。

ただ一点だけ言いわけをさせていただきますと、酪農の場合は、種つけをしてから実際に生乳を絞るまで1年間というタイムラグがございますので、そのタイムラグの間に情勢がコロッと変わってしまうことがよくございます。

あと、生乳の場合、毎日生産されて、しかも保存が効かないという特性がございますので、私、冒頭の御説明の中で脱脂粉乳の過剰在庫に加えてバター在庫も積み上がっておるというふうに御説明させていただいたわけですが、今年度も年度当初の見通しと、どれだけ狂ったのかと、これをパーセンテージであらわしますと、1.数パーセントの狂いでしかございません。

酪農の場合、こういう厳しい状況にありますので、生産者の方も御苦労されておると思いますが、我々としても、こういう需給情報が、委員、御指摘のように、早く現場に伝わるように、生産者団体ともよく意思疎通を図りながら努めてまいりたいと思っております。

○萬野委員 今、課長の御説明で難しいという表現があったと思うんですけども、生産者も同じなんですよ。だから、不安になるので過剰に反応します。そこは生産者のマインドも意識していただいて、ある程度思い切った情報発信をしていただくことが生産者のサポートになると思いますので、その辺もよろしく願います。

○牧元食肉鶏卵課長 食肉課長でございます。同じく萬野委員からの御質問の中で、非常に子牛の値段も高くなっているという状況の中で、保証基準価格等をどう考えていくのかという御質問があったところでございます。

この保証基準価格の問題については、最近のコストの動向を見ていく必要があるわけですが、これについては労働費もありますし、例えばえさ代もありますし、こういったそれぞれの要素についてきちんと見ていきまして、ルールにのっとって計算をしていきたいと思っております。

それから、堀江委員から、国産の豚肉の消費拡大に絡めて、消費者の皆さんと色々な連携の活動をされていらっしゃるのか、あるいは関連して伊藤委員からも、今後のマーケ

ティングとかプロモーションが重要だという御指摘があったところでございます。国産の食肉消費の改善の問題につきましても、私どもも今まで食肉のフェアをやったり、最近では食肉とその健康というテーマで、この前も森光子さんをお招きしてシンポジウムもやったところでございます。こういういろんな取り組みをやっているところでございます。

御指摘を踏まえまして、今後どういう方法が有効なのかということについてはよく検討していきたいと思っております。

○姫田畜産振興課長 福田委員から、和子牛の生産構造が変わってきているんじゃないかというお話があったと思っております。10頭から30頭ぐらいの中堅層が減少していることは、おっしゃるとおりだと思っております。50頭以上層がやや伸びているという状況で、トータルとして伸び悩んでいるという状況でございます。その要因とかについては、むしろ先生と一緒に、これから勉強していかないといけないと思っております。

一方で、小規模層の中で、水田放牧とか、耕作放棄地放牧ということで、全くの子牛農家集団、子牛農家の方々が繁殖牛を飼い始めるということも、先ほども申し上げましたけれども、山口から発信して、中国だけじゃなくて、北陸あるいは関東まで活動が伸びてきております。

こういうことを含めて、一つは全国に38万ヘクタールあります耕作放棄地あるいは耕作放棄に近いような水田の中に和牛の繁殖牛を入れていくようなこと、それから、先ほど増田委員がおっしゃったような乳用種の借り腹を使って、その中で、いわゆる乳肉複合経営で繁殖牛集団をつくっていくということも進めてまいりたいと思っております。

それと、農地をしっかりと持ってと、今委員と福田委員と同じようなことをおっしゃったわけなんですけれども、今まで購入粗飼料を買った方が経営規模拡大に有利じゃないかという御議論があったと思っております。

ただ、これからは、必ずしも乳価が伸びない、あるいは乳量を増大することはできないという状況の中で、経営内の所得を増大させることについては自給飼料を増産する、そして乳肉複合を進めることが重要だと思っております。そのために私どもも、農地流動化のための資金とか、さまざまな支援策をとっておりますし、コントラクターについても支援をさせていただいている次第でございます。さらに御一緒に、どうやってふやしていくかということのマインドを持っていかないといけないと思っております。

それから、先ほどの今委員のときにお答えしたように、消費者にきちっとした自給飼料をつくることをアピールできようにしてまいりたいと思っております。そのために、草し

かつくれないところは草を中心につくらざるを得ないと思っておりますけれども、堆肥の還元ということであれば、トウモロコシなり、ソルガムの長大型の作物が重要になってまいると思います。

いま一つは生研機構と共同いたしまして、カッティングロールベイラということで、今までトウモロコシのサイレージ化というのは、2人のオペレーターが必要だったんですけれども、1人のオペレーターでできるような機械が開発できております。これは350万程度の余り高くないというのか、どう評価するのか知りませんが、必ずしも高くない機械でございますので、酪農家の間で、皆さん方もこういうものに興味を持っていただいております。こういうものも普及してまいりたいと思っております。北海道の道東でハピリカという、今まで草しかつくれない地域にできるトウモロコシの品種も開発したところがございますので、そういうことも進めてまいりたいと思っております。

それから、福田委員からコントラクター、どういうところを施策の対象にということでございます。先ほど御説明いたしました24ページの資料の中に、コントラクターの発展ということで、営農集団から專業集団へということを私どもは考えております。現実にかなり專業集団になってきたということで、こういうところへ施策を集中してまいる必要があるのではないかと。

そして、TMRとして販売ということで、さらに專業集団の中でも確実に付加価値をつけられるような飼料をつくっていくことが大事ではないかと思っております。組織としてあるということ、オペレーターがいるということ、そしてTMRを販売できるような集団に、できるだけ進めてまいりたいと思っております。

さらに、公社ということでございます。それぞれ県の中でいろんな改革がございます。都道府県の中で改革がございまして、必ずしも公共事業だけやればいいとか、農地保有合理化法人だけやればいいということになってきておりますので、都道府県の公社も活用して、オペレーターとしてやっていただくということは我々、支援してまいりたいと考えているところでございます。

それから、寺内委員から受精卵移植のことでございます。いつもお世話になっているわけなんでございますが、今までの体内受精卵が新鮮卵なり凍結卵で5割なり4割5分ぐらいの移植率ということで、人工受精率が60%ぐらいで低迷しているのに比べて、かなり高い状況になってきております。

体外受精卵については、従来、3割ちょいとという状況でございましたが、最近におい

ては新鮮卵ですと4割をコンスタントに超えられる状況になってきているということ。また凍結卵についても4割近くなってきているということでございます。さらに技術の開発と、もう一つは技能の面だと思いますが、そういうものの研修ということも含めて進めてまいりたいと考えているところでございます。

○生源寺部会長 予定しておりました時間を少し過ぎております。どうも申しわけございません。

そのほか特にとということがなければ、これで本日の会議については終了いたしたいと思っております。

本日の会議の目的は畜産物価格等をめぐる一般情勢に関する意見交換ということでございましたので、特に意見を集約するということは行わないことといたします。ただ、農林水産省におかれましては、委員各位の御意見を十分に踏まえて、今後の価格算定等の審議に生かしていただければ幸いです。

閉 会

○生源寺部会長 本日の部会は、これで閉会といたします。どうもありがとうございました。